

衆議院 第一百五十五回国会

財務金融委員會會議錄 第四号

平成十四年十一月八日(金曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 小坂 憲次君

理事 金子 一義君 理事 七条 明君

理事 林田 彪君 理事 渡辺 喜美君

理事 江崎洋一郎君 理事 古川 元久君

理事 石井 啓一君 理事 中塚 一宏君

倉田 雅年君 小泉 龍司君

左藤 章君 坂本 剛二君

砂田 圭佑君 田中 和徳君

竹下 亘君 竹本 直一君

中村正三郎君 萩山 教嚴君

増原 義剛君 山本 明彦君

山本 幸三君 吉田 幸弘君

五十嵐文彦君 生方 幸夫君

海江田万里君 小泉 俊明君

小林 憲司君 佐藤 觀樹君

中川 正春君 永田 寿康君

長妻 昭君 遠藤 和良君

達増 拓也君 佐々木憲昭君

吉井 英勝君 阿部 知子君

植田 至紀君 松浪健四郎君

財務大臣 塩川正十郎君

國務大臣 (金融担当大臣) 竹中 平蔵君

内閣府副大臣 伊藤 達也君

財務副大臣 谷口 隆義君

財務大臣政務官 田中 和徳君

政府参考人 (警察庁警備局長) 奥村萬壽雄君

政府参考人 (金融庁総務企画局長) 藤原 隆君

政府参考人 (公安調査庁次長) 栃木庄太郎君

財務金融委員會專門員 白須 光美君

委員の異動

十一月八日

辞任 上川 陽子君 補欠選任 左藤 章君

小池百合子君 松浪健四郎君

同日 辞任 補欠選任

左藤 章君 上川 陽子君

松浪健四郎君 小池百合子君

十一月七日

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六十一号)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案(内閣提出第六十二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六十一号)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案(内閣提出第六十二号)

○小坂委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣

臣竹中平蔵君。

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等

に関する法律の一部を改正する法律案

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案

(本号末尾に掲載)

○竹中国務大臣 ただいま議題となりました預金

保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する

法律の一部を改正する法律案及び金融機関等の

組織再編成の促進に関する特別措置法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

我が国経済において、金融機関が担う資金決済の安定確保は、極めて重要であります。

このため、金融機関の破綻時に全額保護される

決済用預金を設けるとともに、仕掛かり中の決済の結了のための措置等を講ずることにより、我が

国の金融機能の一層の安定化を図ることとし、あ

わせて、流動性預金の全額保護を平成十七年三月末まで継続するため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、為替取引等に用いられ、かつ要求払い、無利息である預金については、決済用預金として、

金融機関の破綻時にその全額を保護することとしております。

第二に、金融機関が破綻前に依頼を受けた振り込み等の仕掛かり中の決済の結了を可能とするため、仕掛かり中の決済債務を全額保護することと

してあります。また、預金保険機構が、破綻金融機関に対して決済債務の弁済のための資金を貸し付けることを可能とし、あわせて、決済債務の弁済や相殺を可能としております。

なお、流動性預金は、平成十七年三月末まで全額保護することとしております。

次に、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案につきまして、御説明申し上げます。

我が国の金融機関等においては、収益性の向上に真摯に取り組み、経営基盤の強化を図ることが求められておりますが、合併等の組織再編成はそのための有力な手段であると考えられます。

このような観点から、金融機関等の組織再編成を円滑化するための特別措置を講ずることにより、金融機関等の経営基盤の強化を期し、もって我が国の経済の活性化に資することを目的とし、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、当分の間の措置として、合併等の組織再編成に伴い必要となる総会手続等を簡素化するための特例を設けることとしております。

第二に、経営基盤の強化に関する計画を平成二十年三月末までに提出し、主務大臣の認定を受けた金融機関等について、根拠当権の譲渡に係る特例等の措置を講ずることとしております。

第三に、組織再編成を行うことにより低下した自己資本比率を回復するため、預金保険機構が整理回収機構に委託して、優先株式の引き受け等や、協同組織中央金融機関が引き受けた優先出資等に係る信託受益権等の買い取りを行う措置を講ずることとしております。

第四に、当分の間の措置として、合併等を行った金融機関等の預金者等に対し、合併等の後一年

間に限り、保険基準額の特例を設けることとしております。

以上が、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小坂委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○小坂委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局長藤原隆君、警察庁警備局長奥村萬壽雄君、公安調査庁次長榑木庄太郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小坂委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺喜美君。

○渡辺(喜)委員 竹中大臣には、毎日、御苦労までございます。最近、政策が急激につくられたりいたしておりますので、頭と体がついていけない方がたくさん出てきております。けさももう既に産業再生担当大臣という方がお決まりになったそうでございます。本来であればその谷垣大臣においでをいただくべきところでございますが、間に合いませんでしたので、まことに恐縮でございますが、竹中大臣に御質問をさせていただきます。

お手元に、「金融危機対応のプログラム」と書いた一枚紙があるかと思ひます。これは実は、自民党の国家戦略本部でブレイクストーミングのためにつくったペーパーであります。一九三〇年代のアメリカにおけるデットデフレーション、債

務デフレがいかに進行していくか、そういうことをモデルにしておくたものであります。

フェーズ1においては金融サイドの治療で済むところが、フェーズ2にいきますと、産業サイドと同時に総合戦略でこの対応をしないと次の段階に進んでしまう。フェーズ3にいきますと、これはほとんど大恐慌モードであります。こういうときには大量の国債を発行して経済を支えるしかございせんので、フェーズ4は目と鼻の先、すなわち、国債のデフォルト、IMF管理、強制預金切り捨て、こういうことでございます。

こうならないようにするにはどうしたらいいか。民間過剰債務の戦略的なカットをしなければいけないということでありまして。

今、倒産法制を整備をして、民事再生法や会社更生法の改正をしてきているところであります。裁判所にほうり込めばすべて解決つのか。残念ながら、そうではありません。

例えば、民事再生法は、三分の二が再生認可を受け、そのうちの七割が単独でよみがえっている。これはほとんど業界再編になつていないし、供給過剰構造が解消されていない。なおかつ、経営責任や株主責任も極めてあいまいである。生産性の向上あるいは競争力の強化がなければ、日本の経済の再生はあり得ないのであります。そういうことを裁判所に求めても、これは到底無理な話でありまして、そこで産業再生のための枠組みが必要になるわけでありまして。

政府文書としては初めて、改革加速のための総合対応策という十月三十日の文書におきまして、産業再編により過剰供給構造の是正をするという言葉が使われました。恐らく、かつてこういう言葉は使われたためしかなかったらうと思ひます。過剰債務や過剰設備という言葉は使われてきたけれども、過剰供給構造の是正、いよいよここまで踏み込んできたかという意味で、私は大変に評価をするものでございます。

産業再生機構にあつては、裁判所と違ひまして、シャッターを閉めて破綻処理をすることではな

く、シャッターをあけておいたまま破綻前処理をすることが求められるわけでございます。

そこで、政府の原案では、産業再生委員会というものをつくり、ここがいれば闇魔王の機能を果たすということになっておりますが、倒産隔離的な政策が不透明であります。そのあたりについて御見解があればお聞かせください。

○竹中国務大臣 金融機関の不良債権の問題というのは、まるで表裏一体、コインの裏表のような関係でその産業の問題がある。産業のバランスシートの問題があり、そのさらに背後には産業そのものの供給過剰の構造がある。この点を最も早い時期から御指摘されてきたお一人が渡辺委員であるというふうに私も認識をしております。

その中で委員のお尋ねは、今回の総合対応策の中でどのようにこれがしっかりと位置づけられて、どのような具体化をしていくのかという御質問だと承知しております。

念のために、総合対応策において現時点で確認されていることを申し上げておきますと、この機構は、産業再生・雇用対策の戦略本部、この本部をまず置くということと、本部が策定する基本的な指針に従つて、金融機関において要管理先に分類されている企業のうち、メインバンク、企業間で再建計画が合意されつつある等によって再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取るという点でございます。債権買い取りについての判断は、再建計画及び買い取り価格等の適正性を担保する観点から、機構内に設けられた有識者から成る産業再生委員会で行われるということでありまして、この具体的なスキームの詳細をまさに今検討し始めたということでございます。

こういうスキームのもとでどういう組織にしているのか。谷垣大臣が担当になられて、本日付で実は内閣府に設立準備室が設置されます。私も閣僚の一人として協力、参加していくわけでございますけれども、今申し上げたような点

が現時点では確認されているところでございますが、これが実効性が上がるようにするためには、やはり民のノウハウといひますか、非常にビビッドな経営判断が必要であるというふうに思ひますので、そういうものが生かされるような組織づくりに知恵を出したいと思つております。

○渡辺(喜)委員 とにかく、株を上場しているような企業は風評被害に遭つて、いわばタリバンの公開処刑に遭ひかねない状況にもあるわけでありまして、ぜひこの倒産隔離策については十分に検討をいただきたいと思ひます。

次に、原案では、非メインの金融機関から要管理債権等の買い取りを行うということになっておりますが、この適正時価とはいかなるものか。つまり、もう一つ別の竹中プログラムにおいてはデイスカウント・キャッシュフローという基準がつけられているわけでありまして、非メインの一般行の中には地方銀行が入っているんですね。そういういたしますと、デイスカウント・キャッシュフローは適用されないということであつて、適正時価がどのように算定されるのか、そのあたり、いかがでしょうか。

○竹中国務大臣 御指摘の点も踏まえて、技術的な問題をまさにこの準備室で検討し始めた段階でございますので、ちよつときやう、今の時点で私の方から確定的なことを申し上げる材料は持つておりませんけれども、DCFというの、当然のことながら、それに適用される一つの方法であるというふうに思つております。

それが、例えば地方銀行の場合云々ということでございますけれども、主要行についてそういう指標が既に適用されているとすれば、それを参考にすることというところもあつてございまして、委員御自身は、このデフレ下でDCFそのものを適用することにも技術的な問題があるよといふことをかねてから主張しておられるのは存じ上げておりますけれども、これはひとつさまざまな技術的な工夫を凝らして、実効性のある形で買い取り価格を決めていくということ、これは努力

○渡辺 委員 要するにこの問題は、ダブルスタンダードがいままで続けられるかという問題に つながっていくんですよ。したがって、主要行とそれ以外の銀行との債権の価格判定を別の基準でやるというのはかなり難しいことなんだということを私は指摘をしているのであります。

メイン行の債権は原則として残し、サブから買い取るというわけでありますから、再建計画がつけられますと、例えば要管理債権が正常先債権になったりするわけです。グレードアップするんですよ。そうすると、下手をすれば、これはメイン救済のために使われるじゃないかという批判を招くことになるんです。したがって、メインの貸し手責任というのは十二分に追及されなければなりません。

民事再生法などでは、無担保部分は、メーンもサブも一般債権者も全部同じカット率だというような、極めて悪平等が行われています。そういうのでたつめをやらせてはいけないですね。メーンには、とりわけ厳しい貸し手責任、すなわち債権放棄をやらせるということが大事なことでございまして、そういうことをも踏まえて、一次査定でもって買い取った価格に、再建計画策定の中でいわば二次ロス、一・五次ロスと言ってもいいかもしれません、そういうものが明らかにになった場合にはメーンにさや寄せをすべきではないかと。というのが私の意見でございます。

メインの貸し手責任と、この一・五次ロスなしは二次ロスの問題について、いかがお考えでしょうか。

○竹中国務大臣 渡辺委員は、議論の先の先まですべて読んで今議論くださっております。

先ほど申し上げましたように、きょうこの準備室ができる段階でございますので、委員御指摘のような点も含めて、まさにこれから検討をしなければいけないことだと思っております。

これについても、専門家の間では実はさまざまな意見があるようでございますけれども、私としても、委員御指摘のように、やはりメーンにしつかりとやっていたら、問題は、しかし、メーンがはつきりとあるところとないたころもあるというような問題もあるようでございますけれどもしかし、やはり中心となる、主たる責任を負う銀行の役割というものはきっちりとしたらえなければならないような形で、ぜひ仕組みをつくっていききたいなと思っております。

○渡辺(喜)委員 これはやはりサブからの買い取りだけではなくて、メーンからの債権買い取りも大々的に行く、そしてきちんと業界再編をやつてもらうということが大事なことであります。

企業の単独の再建は認めるべきではありません。単独のよみがえりをしたい人は法的手続にいつていただく。シャッターを閉めて、強制的な司法過程の手續に乗っていただくということが大事なことであります。

したかつて、この戦略本部がつくる基本指針の中には、産業再編の明確な基準をつくるべきであります。そして、再生計画の認定に当たっては、その実質的な最終決定権は担当大臣が持つべきであります。そのためには、今の準備室がいずれ事務局になっていくでありましょうから、この事務局は、ポリシーユニットとして官のみならず民間の英知を結集し、経済財政諮問会議のような非常勤の体制ではなくて常勤の体制にすべきであります。

そのあたりの御感想はいかがでしょう。

○竹中国務大臣 委員の御指摘である明快な基準をつくるべきであるということ、決定権は担当の

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、本日谷垣大臣がまさにこの担当大臣として任命されておりますので、その三点が重要であるという点を踏まえまして、谷垣大臣とよく御相談してよい方向に持っていきたいというふうに思っております。

○渡辺(喜)委員　とにかく、この産業再生機構は私に言わせればたが一つ小さいのであります。が、小さく産んで大きく育てるということも可能でありますので、失敗をさせたくないのをごいいます、ぜひピンぼけにならない仕掛けをつくつていただきたいと思います。

次に、竹中金融再生プログラムの中で、特別支援という概念が登場いたしております。

一応、緊急対応的体裁になっておりませんが、この特別支援の判定条件についてわかっていることがあれば教えていただきたいと思います。

○竹中国務大臣　再生プログラムの中に明記しておりますように、個別の金融機関が経営難や資本不足もしくはそれに類似した状況に陥った場合に、現行の枠組みの中で、金融問題から経済の度割れを起こさせないような形でしっかりと責任を持って管理をしていきますというのがこの特別支援の趣旨でございます。

これが適用される事態については、これはさまざまなケースが想定されますので、具体的にどのような場合にこのような支援を行うかと申し上げるのとは大変困難なわけでありますけれども、今申し上げましたように、個別金融機関の経営難、資本不足、それに類似したような状況で経済の底入れを起こさせないために公的な部門がしっかりと管理しなきゃいけないような事態、それに對して柔軟に、速やかに政府、日銀が一体となつて万人の対応を期すということ、そういう観点でこの地

また、金融再生プログラムにおいて想定してあります普通株の注入でございしますが、これはかつての健全化法のような、例えば四割を割った銀行とか、そういう昔の基準でやるべきではなからうと思います。

とにかく、第三次資本増強は普通株でやるんだ
責任追及とワンセットだという強い決意を持って
臨まなければいけないと思いますが、いかがで
しょうか。

○竹中国務大臣　今回の資本注入に際しては、今ここで、特別支援の中で議論しているその資本の注入で想定されるケースに関しましては預金保険法百一条に基づくものでありますけれども、どのような方法で行うかについては、基本的には個別ケースに沿って慎重に判断するというのが現状であります。

そうした点も踏まえて、しかし、ガバナンスをしっかりと強化させたい、そのために優先先から普通株へのガイドラインもしっかりとつくってほしい、といったふうを考えておりますので、ガバナンスがしっかりと発揮されるような形で、政策対応をしっかりと行っていききたいと思っております。

○渡辺(喜)委員　かつて二回お聞きをしてもお答えいただけなかったので、きょうは聞きませうけれども、その前に減資を行うということが正しいしやり方です。そして、公的資本もその際毀損をさせるということを決意しなければなりません。きょうはこの点はお尋ねはいたしませんが、ぜひテークノートしておいてください。

いずれにしても、流動性の危機は確かに今起
てはいません。それは、毎日日銀の当座預金によ
五兆も二十兆もお金が積まれるような状況では
起きないかもしれません。しかし、健全性の危機

が明らかにあるわけですね。会計疑惑の一手手順ぐらゐの話ですよ。

要するに、そういう健全性の不信がいつ流動性の危機に転化をしてもおかしくないという状況にあるわけですから、この金融再生プログラムの中でも、繰り延べ税金資産の合理性の確認、あるいは外部監査人の機能ということについて触れられておりますが、アメリカンDNAが大変あちこちに入っていますので、いつそのことアメリカ米たに企業改革法でやっているような外部監査人の監査体制でもつくつたらいいかがですか。

いかがですか。

○伊藤副大臣 今委員御指摘のように、健全性の信頼というものを十分に確立するということが極めて重要であります。

その中で、公認会計士監査が、証券市場に対する投資家の信頼を高め、市場機能の活力を維持向上させる重要な役割を担っております。

去る八月に取りまとめました証券市場の改革促進プログラムにおいて打ち出しておるとおり、現在、金融審議会公認会計士制度部会において、監査の一層の充実強化に向けた審議をお願いいたしております。

具体的には、被監査会社からの監査法人の独立性の強化や、組織的監査を有効に行うための監査法人のあり方などの公認会計士監査にかかわる制度の見直しについて、国際的な動向も参照しつつ集中的、精力的に審議を行い、年内を目途に取りまとめを行いたいというふうに考えております。

当庁といたしましては、これらの検討結果などを踏まえつつ、次期通常国会へ必要がありましたら関連法案の提出などを検討いたしております。

こうしたことを通じて、公認会計士監査の充実強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○渡辺(憲)委員 私は、竹中プランは余り評価をしない人間でございますが、世間で言われているように幻の原案と出てきた案がそれほど後退しているとは思わないんですね。

つまり、ティア1の10%という基準も、公認会計士協会の監査基準を厳格に適用すれば、大体一年しか繰り延べ税金資産は認められないのが普通でございます。さらに、この間奥山公認会計士協会会長がこの席で御答弁されたように、場合によっては、赤字が、税務上の欠損金が四年目に入ったという場合には、繰り延べ税金資産の計上は認めない、ゼロになっちゃうということでありますから、これを厳格に適用すれば、そんな後退している話では全くないわけでございます。

したがって、会計疑惑に至らない、そういう体制の整備が必要でありますから、このところは厳格にやっていた方がいいと思います。

この委員会の中で、預金保険法百二条の「信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある」と認めるとき」の解釈について、質問が前ございました。大臣の答弁が非常にいいまいたったものであります。改めてお聞きをいたします。この百二条は、危機が起きてからでないと思えないんですか。危機回避のために発動しちやいけませんか。いかがでしょうか。

○伊藤副大臣 お答えをさせていただきますと思います。

現行法では、資本注入等の措置が講ぜられなければ、我が国または当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められるとき、金融危機対応会議の議を経た上で、資本注入の必要性の認定を行うことができるとされております。

金融危機の対応にはさまざまな局面があることから、その定義を具体的に申し上げることは困難であります。あえて申し上げれば、信用秩序の混乱により我が国あるいは当該地域全体の金融機能が不全に陥りかねず、実体経済への悪影響も懸念されるような事態などが考えられます。

いずれにいたしましても、個々のケースごとに金融危機対応会議の議を経た上で、内閣総理大臣が判断する仕組みとしていただきたいと思います。

○渡辺(憲)委員 この規定は、いわゆるオープンバンクでアシストする、そういうシステムミックス原則をもとに置いてあるんですね。したがって、こういうときには何でもできるというのが百二条の根本精神でありまして、これを余りにも狭く限定して解釈したのは、危機対応はできないということになってしまふわけでありまして、そのところはきちんとその精神を御理解いただいて発動のマニユアルづくりをやっていただきたいと思います。

先月の竹中プランが作成される過程でのどなたを見ておりましたか、私も非常に残念に思いました。中には、メガバンクのくせにメガバンクしちゃうた銀行の頭取が、こんな厳しい案をつくられたら貸しはがしをせざるを得ないなどというところでもない、何となくいいことを言ったことには大変あきれ果てましたよ。ああいうことを言わせたのも、残念ながら、竹中大臣が就任早々、ペイオフ延期で握つちやうとしたところにその原因があるような気がしてならないんですね。これは最後のカードで温存しておけばよかったんだと思うんですけれども、これはもう切つちやうとしたですから今さら朝令暮改というわけにいきませんので、これはもう質問いたしませんけれども。

この今回出されている法案の中で、再編特措法というのがございます。これは大手行への適用は排除していいのでございますが、大手の再編というのはいくつういふあいにお考えになつていらっしゃるんですか。みずほはシティグループに買ってもらうなどという報道がありましたけれども、まさかそんなことを大臣が言うはずはないと思っております。

○竹中大臣 まず、報道、雑誌では、ないことないこと本当にたくさん出ますが、御指摘の報道は、今精査しておりますが、かなり悪質であり、風評リスクをかき立てているという可能性もある、私に対する重大な名誉毀損になる可能性もあるという観点から、厳しく対応したいというふうに思っております。私は、断じてそんなことは言っておりません。

大手の再編、今回の法案については、主要行も地域銀行も法律上は銀行であるということ、主要行が、組織再編成により今後さらに地域に特化したり、主要行と地域金融機関との合併等により経営基盤が図られるケースもあるということから、主要行を対象から除外はしていません。しかし、主要行においては既に再編が相当程度進捗しておりますから、この法案では、主として地域金融機関の合併等を念頭に置いているところでございます。

今後、主要行がどのように変わっていくか。これは、資産査定、自己資本の充実、とりわけガバナンスの強化の中で、委員御指摘のように、しっかりと銀行には自覚を持って行動していただきたいと思っておりますし、行政としても、そうしたシステムが生まれてくるようにしっかりと行政を行つていきたいと思いますところでございます。

○渡辺(憲)委員 いずれにしても、日本にもお金は幾らでもあるんですね。リスクのとれる人も幾らでもあるわけでありまして、別に外資に売ることだけが能ではないと思っております。トヨタ銀行だつてあるだろうし、電力銀行だつてJR銀行だつて、場合によっては東京シティ銀行なんという、慎太郎銀行などと言う人もいますけれども、いろいろなことが考えられるのであつて、そういうことを踏まえて、ぜひ次の未来を開いていくべきだと思います。

質問を終わります。

○小坂委員長 次に、遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 きょうは法案の審議ですから、私は、最初に、法案の若干のポイントについて確認の質問をさせていただきますと思います。

今お話が少し出しましたけれども、金融機関の再編を促すという意味で、合併ができる、促進ができるような法律を用意したわけですが、普通、金融機関が合併すると、自己資本の比率が低下しますよね。これに対してどういう対応ができ

るといふふうに着意されているんでしようか。

○伊藤副大臣 お答えをさせていただきますかと思ひます。

今まさに先生御指摘をされたことが今法律案の最大の課題の一つでございまして、金融機関からヒアリングを通じて聞いていますところでは、合併等の組織再編に伴い自己資本比率が低下することが見込まれるような場合には合併等をちゅうちょする場合もあり、また自己資本比率低下に伴う融資対応能力の低下も懸念されているところであります。

こうした事情を踏まえ、本法案においては、合併等への障壁を除去するという観点から、経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関に対し、合併等による自己資本比率の低下分を回復するため、必要な限度において、預金保険機構が資本増強の措置を講ずることが出来るものとして、このようにしております。

○遠藤(和)委員 そうしますと、合併によって自己資本比率が低下することはない、したがって、合併ということをきっかけにした貸し渋り、貸しはがしは起きない、こういう措置をとる、こういうことでよろしいんでしようか。

○伊藤副大臣 私どもとしては、こうしたことを通じて収益性の向上を図り、そして地域の皆様方のニーズにしっかりとこたえられるような金融機関に、体質改善につながっていくというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 この法律はすべての銀行に対して適用ができるんですけれども、ねらいとしては、地域の金融機関というものを念頭にしておられることですが、地銀、第二地銀あるいは信金、信組、こうした形態の銀行があるわけですが、これをこの法律によってどういうふうに着意をしてくるかを理想としているのか。あるいは各県にある程度の目標の数を決めて、それを集約することを考えているのか。地域の金融機関の将来像というものに対してどういうふうな哲学をお持ちなのか、そこら辺を確認しておきたいと思ひます。

○伊藤副大臣 地域金融機関の将来像といたしましては、リレーションシップバンキングをベースに、引き続き地域に根差してきめ細やかに地域住民あるいは企業のニーズに対応することにより、地域経済に貢献していくことが基本になると考えられます。合併等の組織再編成は、そうした中で、地域金融機関の経営基盤強化のための有力な手段の一つであるというふうに着意しております。

ただ、各地域により金融事情や貸出先のニーズ等が異なることから、当局があらかじめ各県ごとに幾つ金融機関があればよいといったイメージを提示することは適当ではなく、各金融機関が健全な市場競争を行う中で、自主的な経営戦略を樹立し、再編等が進んでいくべきものと考えております。

○遠藤(和)委員 地域の金融機関は地域に密着しているわけですね。中小企業にとっては大変大切なところになっていくわけですね。それが単にビジネスライクで収益性ばかり考えて存立したのでは、地域の今までの培ってきた基盤というのが崩壊する心配がありますね。

そうした意味で、やはり地域の金融機関の将来像、そして地域の金融機関が、その地域の中小企業の業者に対して、より安心して、健全なものとして仲介機能を担っていく、こうした姿というものをきちっと国として示していくことが大変大切だと思ふんです。そういう哲学を示すことが、そのための方法の一つとしてこの法案を用意しましたということではないかと思ふんですが、もう一度その辺の、地域の金融機関と、それから地域の中小企業の業者に対する安心のメッセージのようなものをごの機会に発していただきたいと思ひます。

○伊藤副大臣 今回の法律の中でも、今委員が御指摘をいただいたことを前提に考えております。地域のさまざまなニーズにこたえられるように、その中で地域金融機関の健全性というものを確保して、そして、経営基盤の強化のための有力な手段の一つとして合併等の組織再編が円滑に行われ

るように、今回の措置をしていきたいというふうに着意しております。

○遠藤(和)委員 ペイオフの解禁を二年間延期しましたけれども、これは構造改革の先送りではないのかという批判があります。重要な政策変更ではないのかと。

政策強化ということをおっしゃっているわけですが、けれども、この背景、その真意、そしてこれはどういうふうに着意をしようという結論になったのかということをお答えいただきたいと思ひます。

○竹中国務大臣 委員御指摘のように、ペイオフは、金融機関に対してしっかりと経営のインセンティブを持つてもらうという意味で、基本的には大変重要な問題であるという点、これはもう疑いのないところであらうかと思ひます。

今般、御承知のように、総理から、平成十六年度までにこの不良債権問題を終結に向かわしめろという大変強い指示をいただきました。それに向けて不良債権処理と金融システムの強化を加速していく。そういう中で、それに伴う不安が生じないような形で、国民に不安を与えることのないよう、同時に、金融システムの安定と中小企業金融等の金融の円滑化に十分配慮するという観点から、ペイオフについては、この不良債権問題が終結した結果の十七年四月から実施するというふうに着意した次第であります。

もしも、ペイオフを延期して、それで不良債権の処理しない金融システムの強化に対する政策を強化しない、ただただ期限を延期したということでありましたら、これはやはり政策の変更であるかもしれないし、改革の後退という御批判も出てくるかもしれません。主眼はむしろ、金融再生プログラムに示したように、金融を強化していく、金融システム改革を強化していくということに主眼があるわけでありまして、その過程で生じる問題が大きくなりないうちに、ペイオフについては十七年四月からにしたということでありまして、これはぜひとも、政策を強化する一環の中で

の選択であるというふうに着意をいたしたいと思ひます。

○遠藤(和)委員 いわゆる不良債権の処理を加速化する。そのために二年間という期間を限定して、延長した。それから、デフレに対する克服。その期間にもその時間は使える。その間にデフレを克服し、不良債権の処理を終わらして、きちつとした、健全な経済状況をつくった上でやる、そういう意味での政策の強化だ、こういうふうな理解なんですか。

○竹中国務大臣 今、私、金融との関連でポイントを上上げましたが、経済政策全体との関連でとらえるならば、委員御指摘のとおりであらうかというふうに思ひます。これまでも、さまざまな不良債権の処理、さまざまなシステムの改革を行う集中調整期間については、成長率も低いことを甘受しなければいけないし、さまざまな問題を克服していかなければいけない、しかしその後には、日本の経済の本来の成長力が発揮できるような姿に持っていきたい、これは「改革と展望」の中にも、そのような姿を示しているわけでございすけれども、基本的には、今まさに委員が御指摘のように、その間にデフレ問題についてもしっかりと方向を出したい、デフレ終息に向けての方向を出したいと思っておりますし、これまでの集中調整期間を、ぜひ混乱を避けてしっかりとやっていきたいという意味でございす。

○遠藤(和)委員 それから、この法律で、決済用預金という概念の預金をつくっています。これは、ペイオフ解禁とは関係なく恒久的に全額保護する、こういう仕組みをつくり上げた、そして、決済用預金というのは当座預金と金利ゼロの普通預金である、このように理解してよろしいんでしようか。これは恒久的な制度としてつくるという意味ですね。

○伊藤副大臣 決済用預金は、決済サービスを提供できること、要求払いであること、金利ゼロであることの三要件を満たす預金であります。具体的な預金商品といたしましては、御指摘のとおり、

当然に当座預金が当てはまります。また、普通預金についても、決済サービスを提供できること、要求払いであることの要件を満たしており、既存の利息が付された商品とは別に利息が付されない商品が提供されれば、これが決済用預金に当てはまることになるかと考えております。

決済機能の安定確保の必要性は一時的なものではないかと考えております。

○遠藤(和)委員 それからも一つ、仕掛かり中の決済資金についても全額保護する措置をとるわけですが、ペイオフ解禁の前に、来年の四月一日からこれを実施する、こういうふうにした理由はありますか。

○伊藤副大臣 仕掛かり中の決済資金とは、例えば、顧客が金融機関に他行への振り込み依頼を行った場合に、その振り込みに関する他行への資金決済が完了していない状態にある資金をいいます。

この資金は、預金勘定で経理されている場合もありますが、仮受金勘定といった預金勘定以外で経理されている場合には、預金保護の対象外となっております。したがって、金融機関が破綻した場合、顧客の依頼に基づく決済に債務不履行が生じる結果、破綻金融機関は決済システムからの離脱を余儀なくされ、決済機能の安定を欠くこととなります。

このため、仕掛かり中の決済資金のうち、預金以外の勘定で経理されているものについて、保険料を徴収するとともに、金融機関破綻時に全額保護する措置をペイオフ解禁前に講ずることとし、これにより、仕掛かり中の決済を確実に履行するものとしたものであります。

〔委員長退席、林田委員長代理着席〕

○遠藤(和)委員 では、法案の審議はこれまでにしておきまして、金融庁は、十月十八日と記憶しておりますが、UFJとあさひ銀行に対して業務改善命令を発しました。これは、公的資金の注入を受けた銀行は、条件として、中小企業への融資増を義務づけられているわけですね。二行ともに

二〇〇二年の三月には、例えばUFJの場合は五百億円増加しますとか、あさひは百億円増加しますという計画を立てていたんだけど、実際は、UFJの場合は二兆五千二百四十七億円減少している、それからあさひの場合も一兆四千三百五十億円減少している、いわゆる貸しはがしをしているんじゃないのか、こういうことですね。

これに対して業務改善命令を出したと思うんですけども、業務改善命令の中身にはどういうことを注文し、これからどういうふうなフォローしていくつもりであるのか、これを確認させていただき。

○伊藤副大臣 今先生御指摘のとおり、十三年度中の中小企業向け貸し出しの残高で、UFJが約二・五兆円、あさひが一・四兆円減少をいたしております。十四年三学期に中小企業向け貸し出しが前年比減少した資本増強行に対しては、銀行法第二十四条に基づき、貸し出し増加に向けた取り組み状況等の報告徴求を行い、精査をいたしたところであります。

そして、UFJについては中小企業向けに限定した貸し出し目標の設定を行っていない、あさひについては十三年度下期において中小企業向け貸し出し目標の設定を行っていないなど、目標達成に向けた実効性ある施策が十分に講じられたとは認めがたいことから、みずからの確に履行しようとしていないと認めた場合に当たると判断をいたしたところであります。

このため、十月十八日に両者に対して業務改善命令を発出し、中小企業向け貸し出し計画の達成に向けた具体的方策を織り込んだ業務改善計画の提出を十一月十五日までに求めるとともに、提出後三カ月ごとに実施状況の報告を徴求することといたしております。

金融庁といたしましては、同計画が着実に実施されるよう、その実施状況について厳正にフォローアップをしていきたいと考えております。

〔林田委員長代理退席、委員長着席〕

○遠藤(和)委員 竹中大臣に聞きたいんですけれど、

ども、総理もおっしゃいましたけれども、銀行の中には、晴れた日に傘を貸して雨が降ったら取り上げちゃう、こういう銀行があるというふうな指摘をされてしまったけれども、実際今横行している貸し渋り、貸しはがしを見ると、そういう気がするわけですね。

どうですか、日本の銀行の実態というものが総理がおっしゃるような傾向性にある、このように竹中さんも認識されますか。

○竹中国務大臣 個々の取引の中にはいろいろなものがあると思います。貸し手から見ますと、やはりリスクをきちんと考えて、リスクとリターンに見合ったような運営をしなきゃいけないと銀行は銀行で考えております。しかし、借り手の方から見ますと、何で急にいろいろな意味で条件が変わるのか、条件が変わるという中には急に貸してもらえなくなるというふうなこともあるのかと思います。

これは事例はさまざまだと思いますので、一概に今状況はこうなっておりますということを言うことは私は難しいとは思いますが、それにしても、やはり信用額、貸与額全体が急速に収縮しているというマクロの数字がございますし、いろいろな声が常に聞こえてはきますけれども、その聞こえてくる中で、やはりこれはなかなか問題が深刻であるというふうに思わせるものもたくさんふえてきているというふうな印象を持っております。

その意味では、私は、銀行がきちとまさにガバナンスを発揮して、ちゃんとしたところに、ちゃんとした中小企業にちゃんとしたお金を貸しているのが、それを長期的な関係を保っていくのが銀行自身のためになる。これは当たり前の話だと思っております。これは当たり前の話だと思っております。これは当たり前の話だと思っております。これは当たり前の話だと思っております。

したがって、情報には細心の注意を払いながら、金融庁としては、いわゆる不当な貸し渋り、

貸しはがしを絶対に許さないような形で、これまでも指導、要請をしてきましたけれども、ここはぜひ、金融行政そのものも問われているというふうに考えて、しっかりとやっていきたいと思っております。

○遠藤(和)委員 現在の銀行の自己資本ですけれども、これは、竹中さん、やはり水膨れ状態にあるんじゃないかという認識なんですか。

いわゆる繰り延べ税金資産というものを自己資本に全額算入しているわけですが、これも、この算入のあり方について議論をするという一つの考え方は、やはり本当に自己資本という中身が、コアの部分がちと確たるものになっていないのではないかと、やはり水膨れ状態になって、形の上で自己資本比率を満たしているけれどもどうだろうか、こういうふうな提案を私はされたのではないかと、思うんですけれども、その辺の認識について。

それから、今後この繰り延べ税金資産を自己資本の中に算入するあり方について検討するとしていくのか、そして検討の結果はいつごろ、どういう形で実行していくのか、こういうことについてどういうふうにお考えでしょうか。

○竹中国務大臣 委員は水膨れという言葉を使われましたけれども、具体的には繰り延べ税金資産等々の話を指しておられるのであろうかと思っております。

この問題は、本当に、税制の問題、それと企業会計の原則、基準の問題、それと監督基準をどうするかという問題、この三つが大変複雑に絡み合っている、それぞれがこれまでの経緯、歴史を持っていて、この中に置かれていると思っております。

ただ、先ほど実はこれは渡辺委員が御指摘くださいましたけれども、会計基準から見ても、これは非常に、今会計基準のつとめて繰り延べ税金資産というのは計上されるわけでありましてけれども、その会計基準から見てもなかなか実数は微妙なところに来ている、評価が非常に微妙になりつつあるというふうな御指摘がございました。自己資本

本については、日銀総裁も、かねてからこれをしっかり見る必要があるということを指摘しておられる。

要は、会計基準、これまでの変遷のつとつて、これはルールとしてやってきたわけでございませうけれども、残念だけれども、結果から見ると、やはり市場との評価、さまざまな要因を考慮した市場の評価との間にはギャップがあつて、そのギャップはしっかりと埋めていかなければならないのではないかとこのことなのだと思います。

繰り返しますが、この判断はそれほど簡単ではございませんけれども、そういう問題提起は問題提起としてしっかりと受けとめて、幅広く専門家の英知を集めて検討していこうではないかというのが今回の再生プログラムに書かれていることとでございます。

しからばどのように検討をしていくのかという第二のお尋ねでありますけれども、これに關しましては、まさに今月中に、どのような形でいつごろまでに、どのような形で議論しているのかということとを工程表として示して、決めようと思つておりますので、しっかりとした議論の体制ができましたように努力をしたいと思つております。

○遠藤(和)委員 今回の一連の議論を見ておりまして、自己資本の算定ルールを変更する目的は、公的資金を投入する根拠をつくるためにルールを変えるのではないかと、そして、それは公的資金投入ということが自己目的化しているのではないかと、というふうな反発があつたということは確かなんです。こういう意図はなかつたわけですね。

○竹中国務大臣 これはもう何度かこの場でも申させていただきましたし、総理も答弁の中でおっしゃつておられますけれども、公的資金の投入、注入というのは、さまざまに自己資本の査定強化、ガバナンスの強化を行つていったときにあり得る一つの結果であつて、それが目的などということとは、これはあり得ないことであるというふうに思ひます。

そこはぜひとも御理解を賜つた上で、今回の再

生プログラムの中にも、したがつて、しっかりとそのシステムをつくつていって、必要な場合には現行の法律的な枠組みに基づいて速やかにというふうに、そこは明示的に書いたつもりでございませうし、そういう意図を持つてこのプログラムはつくられていくわけではないという点、この点は文章をお読みいただければ御理解いただけると思うのですが、ぜひとも御認識を賜りたく存じます。

○遠藤(和)委員 公的資金投入というのは結果としてあるという話をされましたが、私は、目的と手段ということからいへば、手段だと思つてですね。目的というのは一体何かといへば、それは金融機関の健全化でしょう。そしてそれは、経済再生のために金融機関が健全な仲介機能を果たすことをねらつて、それを目的としている。ですから、経済全体の健全化というものがあくまで目的でなければいけないわけで、何か自己資本比率あるいは公的資金投入ということが唯一の目的であるのかと、主客転倒した議論がなされてきたのが大きな不幸ではなかつたのかな、私はこう思ひます。

それから、不良債権の処理の問題ですけれども、これを急ぐということとは、結局は、結果的には貸しはがしとか貸し渋りが起きるのではないかと、いう心配が、懸念が起きるわけですね。貸しはがし、貸し渋りを起こさないで不良債権の処理をするにはどうすればいいのか、これを考えなければいけないと思ふのです。

これは、一番いいのは景気がよくなることですね。そうすると、持つている不良債権は全部優良債権に変わるわけだから、デフレをとめて、インフレのターゲットを持つて経済が上昇するというのが一番いい解決策なんではないかと、金融としての解決は、どういふふうにかゝつていくのか。

それから、自己資本の算定ルールというものを先ほど申し上げましたけれども、これは急激に見直す、結局、自己資本比率を維持するためにやはり貸し出しを抑制する。これは結局、貸し渋り、

貸しはがしの原因になる、こういうふうなものがあると思ふのです。だから、そこは慎重に時間をかけて、よく丁寧に説明をして行つて、そういうことが大事であると思ふのですけれども、この貸し渋り、貸しはがしを起さないで不良債権の処理をするということは、実際、可能なんではないかと。

○竹中国務大臣 委員御指摘のように、不良債権の処理、これはやはり不良債権というリスクを抱え続けている以上、新規の向きの融資ができないうという面がありますから、そこはぜひともやはり加速させていかなければいけない。しかし、その過程で、御指摘のような貸し渋り、貸しはがし等が起らないような仕組みをしっかりと考えていかなければいけない、私たち、全くそのように思つております。

そのためには、やはりマクロも必要です。ですから、来年度の、例えばでございますけれども、先行の減税等々を含めて、マクロ経済運営は経済運営として、これは経済財政政策担当大臣としてしっかりとやっていく。諮問会議でもそうした議論を始めていくところであります。

同時に、金融独自としても、いろいろな工夫が必要と思ひます。そのプログラムの中に、中小企業等々に対する新しい貸し手の参入というのを積極的に認めていきたいということを書いてある。これは短期的にも中長期的にも、私は大変、金融を活性化させる上で重要であるというふうに思ひます。また、それをホットライン等々でモニタリングする、そしてそれに対しては十分な指導を行つていく。

そういうことをあわせて、この貸し渋り、貸しはがしが起こることのないように、そのためには、一方で企業のガバナンスも、先ほど申し上げましたように、きちつとしたガバナンスが働いていなければならないところから資金を上げるといふことはあり得ないわけでございますから、そういうガバナンスが発揮できるようなシステムとの合わせわざで、ぜひともしっかりとやっていきたい

というふうに思つております。

○遠藤(和)委員 今回、主要行の不良債権比率を平成十六年度中に半減する、こういう目標を立てたわけですが、これは私はいい目標だと思ふのです。

といひますのは、貸しはがしとか貸し渋りをやると、分母のところがちつちやくなるんですよ。そうすると、不良債権比率は悪くなりますよね。ですから、貸しはがし、貸し渋りに対して一定の歯どめをかけたという意味もあるのではないかな、このように理解していますが、そう理解してよろしうございませうか。

○竹中国務大臣 まさにそういう問題意識を持つております。これは分母と分子の関係で、分母を大きくする、少なくとも小さくしないようなインセンティブが働くというふうにかゝつておられまして、いわば、銀行が貸し渋りを行うという負のインセンティブを起すにたいくような目標設定を我々なりに考えたという経緯がございませう。

○遠藤(和)委員 最後に、金融庁は、貸し渋り貸しはがしのホットラインをつくつた、こういうふうにかゝつておられますけれども、これは大体どういふふうな仕組みで皆さんの声を集めるのでしょうか。

それから、金融庁だけでなく全国の財務局にもそれを設置して、地域の声を聞いて、ただ聞くだけではなくて、やはりそれに対して具体的な調査をしたり、あるいは事によれば銀行に対して業務改善命令を出す、こういうことを、実効ある措置をしなければ意味がないと思ひますけれども、このホットラインについてどのように考えておりますか。

○伊藤副大臣 先生御指摘のホットラインにつきましては、十月二十五日に設置をさせていただきました。私たちとしましては、今まで以上に、中小企業者を中心として、取引先の企業の声をしっかりと聞いていきたい、そういう思いで、限られた人員の体制でありますけれども、その中で、大変限られた手段であります、電子メール、ファク

スによって受け付けをさせていただいているところであります。

そして、受け付けた情報につきましては、検査監督の実施に当たり、重要な情報として活用していきたいというふうに考えております。その情報を契機として、個別の金融機関について法令違反等の事実が判明すれば、行政処分も含め所要の措置を講ずることを考えております。

また、十月二十五日から昨日、十一月七日までに金融庁に寄せられた情報は八十八件でありました。

なお、全国に十一カ所ある財務局等でも、十一月一日から情報の受け付けを開始いたしましたところでございます。

これから広報の体制をしっかりとしまして、経済産業省あるいは中小企業庁、そして全国の経済産業局の方にもお願いをいたしまして、全国の中小企業団体にも、こうしたホットラインがあるんだということを広く広報させていただいて、幅広く情報を私どもとしては集めてまいりたいというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 終わります。ありがとうございます。

○小坂委員長 次に、永田寿康君。

○永田委員 竹中大臣によく質問する機会が持てたことを私、大変うれしく思っております。

まず冒頭、竹中大臣、あなたが学者であるか政治家であるかという議論がまたでもよくされるのでありますが、間違いなく、あなたは政治をやっているのだ、今、政治家の立場であることは否定したいと思えます。一方で、学者であるかどうか。つまり、政治家になった途端、学者は廃業してしまっただけか。この点をちょっとお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○竹中国務大臣 廃業なのか休業なのかという問題はあろうかと思いますが、大臣としての仕事に精いっぱい打ち込んでおりますので、最先端の論文を読みこなす時間などもちろんありませんし、論文を書く時間もない。また、学会で発表すると

いう時間もない。その意味では、廃業か休業かとはかくといたしまして、大臣の、政治家としての仕事に打ち込んでおります。

○永田委員 なぜこういうことを聞くかという、ぜひ学者の心を持った政治家であってほしいなというふうには私は思うからであります。

というのは、今の竹中大臣がなさっている政策の内容、あるいは政府の経済に対する運営、これは、学者の心で分析をする、お世辞にも合格点が出ることはとても思えない、私はそう思うのです。ですから、ぜひもう一度学者の心を取り戻して、そして言葉遊びをするのではなく、しっかりと政府の政策を学者の目で分析をして、そして正しい方向をとっていただきたいというふうに思うわけであります。

なぜかという、経済学をもって正しい分析をしてその処方せんを実行すれば世の中うまくいくかという、なかなかそうではないんです。政治家というのは、竹中大臣も政治家になられてお感じになったかもしれないけれども、経済を政治家が扱うときに、それは経済学だけでは済まない問題が出てくるんです。それは何かというと、社会なんです。政治家は、紛れもなく経済と同時に社会も扱ってしまふんです。ですから、学問で分析してうまくいくと思った方向をとろうと思っても、なかなかうまくいかないということになるんです。

一例を挙げますと、例えば今金融機関が、本当に株価も低迷して市場の評価も大変厳しい大手建設会社に対して債務の免除をいたします、債権放棄をします。その結果何が起るかという、生き返るのはいいんです、息を吹き返すのはいいんです、そうした大手の企業が息を吹き返すのはいいんですけれども、一方で、調子に乗って、とてもないダンピングをやって、債務の免除の対象にもならないような、銀行がすぐ貸しはがしを起こしたくなるような中小企業、中小の建設業者を苦しめているんです。これが果たして正しい姿なのかどうかということを私はぜひ指摘をしたいん

です。社会を扱うというのはそういうことなんです。大手企業に対して債務の免除をする、その結果、その大手の企業がダンピングをして中小企業を苦しめる、これは僕は明らかに不公平だと思います。

経済学の教科書を上から下まで全部なめるように読んだって、不公平という言葉は実はほとんど出てきません。不均衡という言葉は出てきますけれども、不公平という言葉は出てこないんです。つまり、経済学はそういうことを扱わないんです。政治家は、我々は社会を扱うから、当然そういうことにも目を配らなきゃいけない。

大臣は、今の不公平な状況、正しい姿だと思いますか。コメントをお願いします。

○竹中国務大臣 一つの学問がすべてのことを解明するということはあり得ないわけでありました。したがって、今の事例でも、どうしてそういう行動をとるのか、そういう部分では、例えば経済学的な分析というのはあり得るのだと思います。まさに先生方が扱っておられる政治はトータルでありますから、そのトータルを今社会というふうに表したのだというふうに思いますけれども、この点については、さまざまな問題点が全体として社会には非常に多く存在しているというふうに思っております。それをしかし、解きほぐすに当たって、一つずつ客観的、冷靜的にいろいろな形から分析して、その上でトータルな判断をしていかなければいけない。御指摘のような点につきましては、非常に根深い現実的な問題があるというふうに認識をしています。

○永田委員 国会は言葉の遊びをする場所ではありません。いろいろな角度から分析してとか、トータルな判断でとか、そういう抽象的な言葉はぜひ避けていただきたいんです。恐らく、竹中大臣が学校で教鞭をとられていたころ、学校の期末テストで生徒が、トータルで考えてこう思うとか、そんな答案を書いてきたら、何じゃこりやと思うはずなんです。そうですよ。やはりそういう言葉遣いというのは、国会でも僕は不適切だと思いますよ。

います。ぜひ、そういうことは問題だというふうに、要するに不公平な状況が確かにそこに存在しているということを国会の議事録に載せたかったので、明言してください。お願いします。

○竹中国務大臣 いや私は、その社会、トータルな問題を判断するにはやはりトータルな判断が要るのだというふうに思います。大学の答案であればトータルな判断なんということはあり得ないわけですが、問題が非常に限定されているわけですから。しかし、現実の問題ではそうではない。考慮しなければいけない無限の要因があるわけでありますから、そこはしかし、トータルな判断をするとか総合的に判断する。それはまさに、政治判断というものはそういうものでありますし、それは必ずしも国会の議論等々で似つかわしくないというふうには私は思っております。

問題ができるだけクリアにしてしっかりと議論をしていこうという趣旨でありましたら、それはそれで私はそのとおりであると思いますが、判断というのは常にトータルなものであるというふうに思います。

○永田委員 私は、実は僕の出身高校は慶応義塾志木高校といまして、大学は違うんですけども、慶応大学で教鞭をとられていた竹中大臣がこれから慶応大学の看板を汚すのではないかと大変心配をしております。

というのは、今の答弁は全くおかしい。僕はトータルの話なんかしていないんです。大企業と中小企業で銀行側から見ると対応が違うから、だから、ダンピングをしているような大企業を銀行が助けていく、こういうようなことはおかしいんじゃないですかという話をしてる。極めて限定的な問題を提起しているんです。何でトータルの話をするのか全くよくわからないので、そこは指摘をするだけにしておきます。これ以上言葉の遊びにつき合っている暇はないので、次に進めたいと思います。

さて、財務大臣もお越しになつているので、財

務大臣と金融担当大臣にお伺いしたいと思いが、お二方、国債は買っておられますか。御自分の保有している資産の中で国債の占める割合、あるいは金額がわかれば、お二方、ぜひ教えてください。

○塩川国務大臣 私は、国債買っております。保有しております。(永田委員「お幾らですか」と呼ぶ)一千万円。

○竹中国務大臣 保有していません。

○永田委員 財務大臣には重ねて、いつ御購入になったのかということもお伺いしたいんですが、なぜかという、国は今、藤原紀香さんのポスターを使って、個人に国債を買ってくださいと言っているわけですよ。安全、有利な資産ですということとを宣伝しているわけですね。自分で買わないものを国民に買わせるとは一体何ということかというふうには私は思うわけですよ。竹中大臣。わかりますか。そんな政治家が信用されると思いますか。小泉総理は、口癖のように、何とかの一つ覚えのように、随より始めろ、随より始めろと言っているわけですよ。しかし、国民に買ってくださいと政府が言っているのに閣僚が買わないじゃ、話にならないわけですよ。そういう政治家は信用されません。

○永田委員 そうはいっても、竹中大臣、大変な回数の講演会をこなしておられるということと、一回当たり四十万、五十万から百万円に上るという謝金までもらっているという話が漏れ伝わってきております。ぜひ、国民の信頼を勝ち取りたいならば、多少無理をしても国債を買うのがやはり筋ではないのかなというふうに思う。それが政治

家というものです。ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

さて、金融再生プログラムについての質問に移りたいと思ひます。

驚くべき駄文であります。よくこんなものを出しになった。なぜかという、さまざまな文章の羅列の中に、検討するという言葉が実にたくさん、よく出てくる。特に、例えば例を挙げると、「中小企業貸出に対する十分な配慮」という項目では、「主要行の不良債権処理によって、日本企業の大宗を占める中小企業の金融環境が著しく悪化することのないよう、以下のセーフティネットを講じる」と書いてあります。セーフティネットを講じると書いてある。しかし、(7)、中小企業の貸し出しに対する云々の部分は、「積極的に検討する。」で終わっています。(4)、「整備を検討する。」で終わっています。(5)は、報告を受けるという話ですから、報告だけです、何の効果も発生しない。マニュアルの趣旨、内容を周知徹底する、検査を実施する、何かそんな話ばかりで実効性のあるものは何もないんですよ。

これは、積極的に検討するというのがセーフティネットになるんですか。検討するということとがセーフティネットになるというのには僕は全く理解できないんですけれども、どうしてそうなるのか説明をしてください。

○竹中国務大臣 今回のプログラムは、総理から、十六年度にはこの問題を終結させろというふうな御指示を受けまして、その基本的な方向を、一カ月という短い時間で方向を示して、不良債権問題の処理に、終結に向けて一つの流れをつくりたい、そういう趣旨があったわけでございます。

したがって、その方針を示すというのが今回のプログラムでありますから、その中で、その具体化に向けて検討しなければいけないという項目は御指摘のとおりたくさんございます。その検討すべき方向を今明示したわけでありまして、では具体的にそれをどのような形、行政にしているのかということに関しては、工程表という形で、

いつまでにどういうことをする、これをやはりしっかりとつくりなければいけないと思ひます。

その意味で、委員の御指摘は、その工程表をしっかりとつくりなさいいけないんじゃないかという御指摘というふうに私自身は受け取りますし、その工程表にしましては、十一月中旬に、ぜひ議論を煮詰めて御期待に沿えるようなものにしていきたいというふうに思っております。

○永田委員 まあ何ともプログラムと工程表が好きな内閣だなというふうに思ひます。本当に数多く出されていますが、大体こういうものというものは、例えば、改革先行プログラムをつくった、改革工程表をつくった、それを実行してみた、フォロアアップをする、足りないところがある、失敗したところがある、じゃあ次に新しいことをやろう、これが普通なんですよ。しかし、過去につくったものの総括もろくにやらずに新しいものをばばん出して、過去を振り返らない、こういうような姿勢が国民から信頼されるかどうかということは大きな疑問だと思ひます。

過去に対する総括というものはちゃんとやっているんですか、教えてください。

○竹中国務大臣 いわゆる政策を打ち立ててそのパフォーマンスレビューのようなものは、御指摘のようにしっかりとやっていかなければいけないというふうに思っております。

なかなか時間との制約の中で、必ずしも十分に行われているというふうには認識をしております。んけれども、例えば、昨年の工程表にしましては、どこの時点で七〇%、八〇%進捗しているというところは調査いたしまして、それは新聞にもきちんと公表をしております。

諮問会議でも行う予定にしているところがございます。

プログラム等々に関しては、先ほどの、去年の工程表についての評価のようなことは、これは当然継続的にやっていくつもりではございます。

○永田委員 では、総括はそれなりにやっている、フォロアアップはそれなりにやっているというお話であるならば、その中でどうして新たなプログラムが必要になったのか。今まででできなかった部分があったのか、やろうと思ったけれども失敗したところがあるのか。どうして新たなプログラムが必要になったのか、その必要性について説明してください。

○竹中国務大臣 まず、この金融の再生のプログラム、これはとりもなおさず、今なぜこの時点で不良債権処理を加速するのか、それがどのような背景から来ているのかという御質問かと思ひます。

これに対しては、一部この委員会でも御議論をさせていただいたかと思ひますが、当初、我々が見込んでいた経済の推移、これは最初の一年、二年は大変厳しいだろうというふうに思っております。実物経済、具体的には実質GDP等々で見ますと、当初の想定から必ずしも乖離しているわけではございません。むしろ、実質値はわずかにすけれども想定より高いというのが今の内閣府の試算でございます。

なければいけないだろう、その意味ではこの不良債権問題、金融システム強化をやはり加速させなければいけないというふうな考えたのが総理の御決断であつたというふうに思っております。

同時に、今回の総合対応策につきましては、ことしの六月の末に骨太第二弾というのを示しております。実はその中で、ある意味で総合的な政策、経済活性化のためのプログラムを示しております。これは閣議決定されておりますので、この閣議決定に基づいて各省庁が懸命にいろいろなことを取り組んでいるわけでありまして、経済がさらに厳しい中で、それをより大きく、より早くできないだろうかということで今回の取りまとめに至つたわけでございます。

その意味では、経済は大変厳しいです、世界の経済も悪化しております。そうした中で少しでも政策を強めて経済の活性化に資するように、努力の結果がこのような形になっているというふうに御理解賜りたいと思ひます。

○永田委員 過去の総括との関連性に全く言及されないで、答弁としてはすれ違つているというふうに僕は思います。

おまけに、去年の九月十一日のテロ以降の不確実性というお話をしましたが、少なくとも改革工程表は九月二十六日に発表されています。九月の十一日より後ですね。そういう言いわけは通用しないと僕は思います。

ぜひ、もう少し慎重に言葉を選んで、言いわけではなくてちゃんと理由を説明するという姿勢を持つていただきたいと思ひます。そうじゃないと、国会が空洞化してしまいますから。ぜひお願いします。

さて、この金融再生プログラムの中身ですけれども、「国民のための金融行政」というのが1の(1)の(7)に書いてあります。「金融行政が護るべき対象は、預金者、投資家及び借り手の企業や個人など国民であることを確認する。」国民であることをわざわざ確認するということは、一体これは今まではだれを守つてきたんですか。ぜひ教えて

ください。

○竹中国務大臣 金融行政は、これまで、そうした観点から危機を回避するというところに重点を置いて、当然のことながら懸命に行われてきたものだというふうに認識をしております。

しかし、今回不良債権処理を加速するに当たつて、例えば先ほどからも御議論になつておられるように、貸し渋り、貸しはがしが起きないだろうか、さまざまな問題にやはり配慮しなければいけないわけです。そうした観点から、ここでそのことを改めて確認するという趣旨でそのように書いておられるわけでありまして、これは、過去もそうであつたし、しかしこの難しい状況でさらにこの点を再確認した上でしっかりと行政をやつていきたい、そういう趣旨であります。

○永田委員 そういふのは詭弁というのですよ。今までもそうであるならば、一々確認する必要はありません。竹中平蔵は男であるということを確認する、そんな話ですが、どこにおもしろみがあるのかという話なんです。ですから、それは詭弁であるということをごひびつとお認めいただいた方がいいと思ひますね。

それから、「モニタリング体制の整備」という部分で、「金融問題タスクフォース」を新設し、平成十六年度には不良債権問題を終結させるという目標の達成に向け、「モニタリングする」というお話ですが、モニタリングというのは、僕は金融庁の本来業務そのものであると思ひます。実際、改革先行プログラムの九ページには、包括検査やフォローアップ検査を充実させるという言葉が書いてあるんですね。

なぜ、改めて金融問題タスクフォースなるものをつくつて、こんなモニタリングなんというものを一々やらなきゃいけないのか。それは、本来業務をやつていなかったということを暴露しているのか、そういうお話なんですけれども、いかがでしょうか。僕は、こんなものを一々つくる必要はないと思ひますけれども。

○伊藤副大臣 私どもといたしましては、より充

実したモニタリング体制を整備していきたいという考え方の中で、金融問題タスクフォースというものを設置させていただきたいと考えております。

この中で、法律や会計の専門家の方々にもメンバーとしてさらに入つていただいて、幅広い視点から、平成十六年度までに不良債権問題を終結させるという大変大きな目標がございますので、その目標に向かっていくように、さまざまな観点から大臣に対して御助言をいただきたいというふうに考えております。

○永田委員 全く意味がわからないんですけれども。まあ余り、端パイなので、ちよつと先に進みます。

「中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出」という項目があります。「健全化計画における中小企業貸出計画に関する重度の未達先に対しては、原則として業務改善命令を発出し、軽度の未達先に対しては、即時に改善策の報告を徴求する。」ということですが、現在既にこの制度になつておるんですね。なつていて、なおかつ、実はこれは後退しているとも言えるんですね。けれども、現在既にその制度になつておるのにもかかわらず一々こういうことを書くのはなぜかというのが一つ。

もう一つは、それでも大幅な未達になつた銀行が二つあるわけですね。これは、この制度では中小企業への貸し出しを確保することができないというのを証明しているのではないのかと私は思うのですけれども、なぜこのやり方に相変わらずこだわっているのか。説明をお願いします。

○伊藤副大臣 早期健全化法に基づく資本増強行は、毎年度、中小企業向け貸し出し等の増加計画を策定しておりますが、その履行を確保するため、従来から明らかにしている方針において、みずから的確に履行しようとしないと認められる場合には、業務改善命令の発動を検討することとしたしております。

十三年三月期の経営改善計画のフォローアップ

に当たり業務改善命令を発出した新生銀行については、十四年三月期には、同命令を受けて策定した業務改善計画に盛り込んだ施策を着実に実施することにより、中小企業向け貸し出しの計画を達成したところであります。

したがつて、中小企業貸出未達先に対し業務改善命令を発出しても実効性が上がらないということではありませぬので、私どもとしては、こうしたことをしっかりとやりながら、中小企業貸し出しというものを確保していきたいと考えております。

○永田委員 しかし、ちよつと制度の趣旨が変わつてしまつたんじゃないかと僕は思ふんです。

というのは、資本注入行、公的資金を入れた銀行に対して中小企業への貸し出しを確保しないというのことは、一つの約束だったはずなんです。この約束を守れないのであれば、公的資金を入れた、その資本を引き揚げろか、ないしは普通株に転換する、こういうことがやはり前提だったというふうにおもふんです。その約束を後退させて、そのルールを後退させて、単なる業務改善命令しかやりませぬよ。普通株に転換することとは、ここにはそういうことをやるとは書いていないわけですから、これは制度が後退したんじゃないかと僕は思つておるんですけれども、説明はいかがでしょうか。

○伊藤副大臣 私どもとしましては、与えられた権限の中で一つ一つ着実に、行政として監督行政の遂行をしていきたいというふうに思つております。その中の手続を一つ一つ丁寧に行つていただいているわけでありまして、そうした中で、先ほど御説明させていただいたように、新生銀行のようにしっかりと対応をしていただくことができるというケースもあるわけですから、そうした形の対応を私どもとしてやっていきたいというふうに思つております。

○永田委員 そういう話をしてるんじゃないんです。伊藤先生。僕が言つておるのは、制度が後退したんじゃないか、そういう話をしてるの

で、金融庁としては、あるいは内閣府としては、これはもう普通株に転換するつもりはないんだというのを宣言しているに等しいと思うんですけれども、そうじゃないんですかという質問なんです。真つすぐ答えてください。

○伊藤副大臣 優先株から普通株への転換につきましては、運用ガイドラインを策定するということを私は明らかにいたしております。運用ガイドラインをどういう形で策定していくのかということについては今検討をいたしておりますので、工程表を明らかにする中でこの考え方というものも明確にしていきたいというふうに思っております。

○永田委員 ガイドラインもないのに、ルール違反をした銀行に対してとりあえず業務改善命令だけで済ませるというような対応をするのは、まさに裁量行政そのものじゃないですか。ルールは、普通株に転換するということ、あるいは資本を引き上げるといったことはたまたまです。それなのになぜそういう裁量行政を行うのか。僕は全く理解できないんですけれども、いかがでしょうか。

○伊藤副大臣 今、直近の自己資本比率や収益指標等から見て経営が著しく悪化した銀行について、経営体制の刷新等、経営管理を通じた適切な業務運営を確保することが必要である場合、期中において市場における当該銀行の信託が著しく低下し、その回復を図ることが必要である場合に、これを普通株に転換することになっております。さらにこの運用のガイドラインを私どもは明確にしたいということで、今回のプログラムの中で、これを策定するということを明示させていただいております。

○永田委員 裁量行政にならないように、ガイドラインの運用についてはぜひ厳格に行っていたいただきたいというふうにお願いをします。

さて、金融再生プログラムの三ページ目には、特別支援に関する記述があります。この特別支援という状況は、国有化とは異なる状況なんですか。説明してください。

○竹中国務大臣 国有化というのを何をもって言うかということだと思います。わかりやすく言えば、株式を全部持つておまして全く一〇〇％支配しているというのは国有化のわかりやすい例でございましてけれども、この特別支援というのは、そういうことを何か先見的に想定しているわけではございません。

これはもうそこに書いてあるとおりでございましてけれども、個別の金融機関が万一にも経営危機等に陥って問題が生じた場合には、この金融問題から経済の底割れを生じさせないように、今の枠組みの中でできることを目いっぱいやって、しっかりと管理して、とにかく底割れをしないようにしようではないか、そのための日銀との協力でありまして、必要な場合の公的資金の注入、さらには、よりガバナンスを強化していく仕組み等々を明記したものであります。

したがって、国有化云々というようなそういう所有権の概念ではなくて、とにかく経済実態に配慮して、金融から経済の底割れを起こさせないような枠組みであるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○永田委員 ここには「以下に示す『特別支援』の枠組みを即時適用し、」ということが書いてあるわけですから、この文脈からすると、特別支援という状態に入ることがあり得ることなんです。つまり、特別支援というのは一つの状態なんですね。この文章だとそういうふうに見えます。それから、銀行が経営が傾いてきて実体経済に影響を与える可能性が出てきたから、もう今存在している制度をフルに活用して何でもかんでも応援するんだ、そういうことを特別に応援するんだというふうなことを言っているんじゃないかと、特別支援という状態がここに定義されているわけですよ。

その概念は、国有化という概念とは重なりがあるんですか、あるいは片一方が片一方を含んだりするんですかということをお伺いしているんです

けれども、教えてください。

○竹中国務大臣 枠組みでありますから、確かに、今の利用できる法的な制度等々を活用して、その中でしっかりと底割れを起こさせないようにする、そこは先ほど申し上げたとおりでございまして。

したがって、国有化というのを、先ほどと繰り返したことになりますけれども、どういうものを意味するのか。例えば、一〇〇％ないしは実質的に普通株で持つて支配権を有する、これは株式転換のガイドラインの問題とかいろいろ問題がこれから出てくるわけでありましてけれども、そういう場合にそういうことが出てくるのかということに関しては、これはガイドラインの検討結果、それと、現実には何が起るかというのは想定できませんけれども、例えば相当株を政府が持つてやっていくというようなことは、理屈の上ではもちろんないわけではございません。そういう御指摘でございまして、それは、まず現行の法律の中でやっていくわけでありまして、その一部として、理屈の上ではそういうことも出てくるかもしれない。

しかし、繰り返して言いますが、そういうことを想定してここで議論をしているわけではない。所有云々の問題ではなくて、経済の底割れを起こさせないための即時であるということでございます。

○永田委員 いや、どうも質問の内容を理解していただけないようですが、多分、その程度の理解力だったら、慶応大学を卒業することすらできないんじゃないかと僕は心配しているんですけれども。

いいですか。特別支援という状況があるわけですよ。国有化というのは、つまり相当程度の議決権を国が持つていくということです。株主総会で役員の任免権を有するぐらいに国が議決権を持つていくということです。この二つの概念が重なっているのか、あるいは片一方が片一方を含んだっているのか、全く別の概念なのか。これは先見的にという話じゃないんです。だって、概

念の話をしているわけですから。特別支援という概念をここで定義しているわけですから。それに對して先見的にどうこうとか、そういう話じゃないんですよ。まさに先見的に話をしなきゃいけない話なんです。

ですから、つまり、もつとわかりやすく言うと、国有化しなくても特別支援をするということはある得るのかどうかということを知っているんです。お答えください。

○竹中国務大臣 国有化というのが、例えば五〇％以上議決権を持つていような状況であるというふうにもし仮定をするならば、最後のお尋ねは、非常にわかりやすい、私にでも理解できるお尋ねでございましたから申し上げます、それは、そういう支援をすることはあり得るということになると思っております。

○永田委員 できるんですか、こんなこと。だって、「検査官の常駐の派遣」とか書いてあるんですよ。「特別支援」の対象となった金融機関の取締役会や経営会議などに、検査官を陪席させることを検討する。」検討するだけならいいですけども、こんなことできるんですか。どういう法的な根拠に基づいてこういうことをしようとしているのか、教えてください。

○竹中国務大臣 これは、趣旨は、ガバナンスを強化して、しっかりとした枠組みで管理していくということでありまして。その場合の権限等については、御指摘のようにクリアしなければいけない問題はあります。ただ、やはりしっかりとしたガバナンスを発揮するために、そういうことも視野に入られて、これは検査の権限の中でどの程度認められるかどうかという問題を今事務的に詰めているわけでございます。

○永田委員 つまり、クリアしなければいけない問題が技術的にあるということ、これは恐らく法改正が必要になるような、法律的な手当てが必要になるのではないかと私は思っているんですけれども、そのための作業を実務的に始めているというんですか。そして、始めているならば、そ

れは見通しとしてはいつごろまでに法案として提出されるのか、教えてください。

○竹中国務大臣 このために法的な枠組みを変えたいというところは考えておりません。現行の枠組みの中で、どのようなことができるかということを含めて検討しているというふうに御理解いただきたいと思っています。

○永田委員 「事業計画のモニタリング」などというところも書いてあるわけですよ。ここには「上記適切な管理方法を適用した後も黒字体質に転換しないなどにより必要と思われる場合は、適切な措置を金融担当大臣に進言する。」ということが金融問題タスクフォースの一つの仕事になっているという話なんですけれども、これは、もう特別支援をフルにやって、そして検査官を経営会議や取締役会に陪席をさせるなどの非常に強い関与を国がしておきながら、なおかつ黒字に転換しないというのは、これは国にも責任が出てきちゃうんじゃないかと僕は思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○伊藤副大臣 金融機関の取締役会等への検査官の陪席については、これは収益力の向上という観点よりも、主としてリスク管理の強化という観点から検討していきたいというふうに考えております。

○永田委員 そんな、リスク管理に影響を与えるようなことをねらいとして検査官を陪席させるなというところが法的に許されるんですか。僕はそれは民法違反じゃないかというふうに思うんですけれども、そこはどうかやってクリアするんですか。それとも、黙ってそこに座っていて、無言の圧力で、おう、そんなこと言っていないのかと、こういうふうな経営会議を支配しようとしているのか。ぜひ教えてください。

○伊藤副大臣 大臣が先ほど御答弁をさせていただいたように、今の法的な枠組みの中で、この制度の適用を検討いたしております。

ます。

○永田委員 おかしいな。それはやはり裁量行政の温床になる可能性があります。あるいは談合体質というか、密室政治の温床になる可能性があります。それは、やはり法的に言えば、そんな何の権限もない検査官が経営会議に出席をして何か発言をするということは、これは法的には絶対許されないはずですよ。

しかし、黙ってそこに存在しているだけでも、やはりそれなりの無言の圧力というのは発生するわけですよ。それは当たり前ですよ。法的に可能だといったって、僕の後ろをずっと始終お巡りさんがついて回っていたら、僕はやはり神経すり減らしますわね。立ち小使もしくなるかもしれない。そういうやはり無言の圧力というのはあるわけですよ。そういうことを期待して陪席させようとしているのか。それは脱法行為だと思いますね。そのような脱法行為をみずから金融庁がやるんではないかと僕はちょっと驚きを隠し得ないんですけれども、もう一回、そのところ、意思を確認したいんです。本当にそれは民法違反にならないとお考えですか。

○伊藤副大臣 繰り返しになりますが、私どもとしては、現在の法体系の中で、リスク管理を強化する観点からこの制度の導入ができないかということで検討をいたしているところでございます。

○永田委員 では、本来ならば法律上発言権も何もないはずの、株も持っていないわけでもないような検査官がそこに陪席をしていることによって、どうしてリスク管理を強化することができるのか、その因果関係を教えてください。陪席することによって、どうしてリスク管理を強化することができるのか教えてください。

○伊藤副大臣 今そうした点も含めて、検討を实际的にいたしているところでございます。

○永田委員 因果関係がはっきりわからないようなものをこの紙に載せるのはやめてください。陪席をさせることによってリスク管理を強化したいというふうに、今御自分の言葉で答弁なさっているのですから、その因果関係が頭の中で整理されなければおかしいですね。それを、これから検討しますなどという答弁は絶対おかしいと思いますよ。はっきり答弁してください。

○伊藤副大臣 繰り返しになりますが、私どもとしては、リスク管理を強化する観点からこの検査官の陪席というものを導入したいということで検討をさせていただいております。

○永田委員 委員長にお願いします。

法的に見て何の権限もない検査官が陪席することによってリスク管理が強化されるという因果関係が、私には全く理解できません。その質問をしている。これは絶対答える義務があると思います。誠実に答弁するように、委員長から一言お願いしたいと思います。

○伊藤副大臣 今の御議論の前提に、これは特別支援という枠組みの中でのことになっております。そういう意味では、ある種の公的な関与という前提があるわけでありまして、そこで、私どもはリスク管理を強化する必要があるから、この検査官の陪席ということを検討していきたいというふうに考えております。

○永田委員 答弁が変わっています。先ほど伊藤先生は、これは、陪席をさせることによってリスク管理を強化するんだという、そういうねらいだという、リスク管理を強化することがねらいであるということをおっしゃった。しかし今は、今の答弁は、公的支援、ほかにもさまざまな特別支援の中で公的関与というものが前提になっているから、だからリスク管理の強化に資するために陪席を認めるんだ、こういうお話です。これは答弁が変わっていますね。

先ほどの、最初の答弁は、陪席をさせることによってリスク管理が強化できるんだという、そういう因果関係を明確に認めたものであったはずですよ。ちゃんとその因果関係を私にもわかるように、国民にもわかるように説明してください。検討しますという答弁では僕は納得しませんよ。

○伊藤副大臣 私が答弁をさせていただいたのは、この御議論が、特別支援の枠組みについて委員から御指摘があつて、その前提の中で御質問があるというふうな思っておりましたので、それで先ほどのような答弁をさせていただいているわけでありました。

○永田委員 改めて最後、もう一回だけ聞きます。どう考えても、検査官が陪席することによってリスク管理の強化につながるという因果関係が僕には見えません。どうしてそうなるのか。本当は違うことにはねらいがあるんじゃないですか。本当はリスク管理以外の部分、あるいは何の権限もないのに発言しちゃうとか、あるいは金融庁に知られたくないような、やみの発言、もう隠したいような発言をそこで話さないような、そんな裏の意図があるように僕には感じられるんですけれども、どうしてリスク管理につながるのか、リスク管理の強化につながるのか。もう一回だけ聞きますから、それでわからなかったら、ちょっと理事さんとお話をし、まともな答弁が出てくるまでちょっと時間を置くことも考えたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○伊藤副大臣 繰り返しになりますが、これは特別支援という公的な関与を前提にいたしているところでございます。委員が言われているのは、その公的な関与の中で、全く違う行為を金融庁が手をかすというふうなお話でありますけれども、私どもは全く逆でありまして、そうしたことになるように、リスク管理の強化の観点から検査官というものを陪席させることを検討していきたいというふうに思っております。

○永田委員 全然答えになっていないんです。どうしましょう。まあ、まだいいか。とりあえず、そのところは全然納得できていないので、問題として残っているということを指摘して、さらに先に進みたいと思います。

公的関与をするわけですね。今も何度何度も公的関与とおっしゃった。何らかの関与をするわけですね。関与した結果、黒字体質にも転換できない、あるいは不良債権などの問題が処理されない

ということになると、当然国の方にも責任が発生するというふうには僕は思いませんけれども、そこはどうかというふうにするんですか。責任は当然国にあるとお認めになるんですか。

○伊藤副大臣 収益性の向上については、これは金融機関の問題でありますので、私どもとすれば、その不良債権問題についてしっかりとモニタリングをしていくということでありまして。

○永田委員 改めて、本会議でも我が党の五十嵐議員が質問したように、「新しい公的資金制度の創設」という部分が入っています。これはなぜ現行制度ではできないのか、現行制度で不十分な部分があるとすれば一体それは何なのか、ちゃんと説明してください。

○竹中国務大臣 御承知のように、現行の制度では、公的資金の注入が必要になる場合、なった場合、預金保険法の百二条に基づいて、まさにこれは何らかの意味で危機的な状況があって、金融危機対応会議を開いてということになっているわけでありまして。

現状、この枠組みの中で必要な措置を粛々とやっていく、それが先ほどの公的な支援の意味でございまして、果たして今後、非常に長期の期間を考えた場合に、現行の枠組みだけで果たしてやっていくののだろうか。これは専門家の間でもさまざまな議論があるというふうに承知をしております。

そこでは、そうした問題が必要であるというふうには断じているわけではなくて、そうした必要性を指摘する声にも耳を傾けて、その必要性も含めて検討していくこと。そういう声には耳をちゃんと聴いて、必要性があれば法的な措置もきちっと講じます、そういう趣旨でその条文は書かせていただいております。

○永田委員 それでは説明責任にならないんですよ。説明責任を果たしたことになる。なぜ、どういう部分が現行制度で使にくいから、今後そういうことにも対応できるように法改正をしていきたい、あるいは新しい枠組みをつくりたいと

いうようなことを、ちゃんと国民に説明する必要があるでしょう。総合的に考えてとか必要性に耳を傾けてとか、そんな抽象的な話じゃないんですよ、これは。国民の税金をつぎ込むという話なんです。兆の単位で。ですから、ちゃんとこのところに問題があるということ、どういって問題意識なんだということをしっかりと国民に説明してください。

○竹中国務大臣 今申し上げましたように、百二条の発動には条件がございまして。その条件、まさに危機的な状況であって、危機を宣言する、それでカバーされないものがあるのではないかとということ。どういう場合かというお尋ねでございますから、今のその危機の二つの条件があるわけですね、危機であって危機対応宣言をする、それではカバーされない条件が、これは理屈の上ではあり得る。そういう御指摘が実は多々あるわけでありまして、そうした条件に見合うような形で何が必要かということ議論していきたいということでありまして。

○永田委員 法律というのは必要性があるからつくります。セーフティーネットの話というのは、通常、その制度がつけられた直後に発動されるんですよ。発動することをねらいとして普通は法律改正というのをするんですね。

最近はそのでもないんですね。残念ながら銀行等株式買い取り機構なんというのは、あれは利用状況が全くお粗末な話でありまして、制度だけつくって、この行革の時代に認可法人を新しくつくって全く利用されないというところなんか話になっていくわけですね。まあその裏の事情は私も知っていますけれども。

だけれども、セーフティーネットというのは、普通、つくった直後に発動されるんですよ。空振りになるセーフティーネットなんというのは、私が少なくとも在籍していたころの大蔵省は絶対認めなかった。どういって今念頭に置かれているのか、ちゃんと説明してください。

○竹中国務大臣 セーフティーネットというのは

つくった直後に発動されるというのは、私は必ずしもそうではないと思います。それは、セーフティーネットの発動が喫緊の課題になって、非常にいわば追い込まれた状況で法整備をすることが現実には多かったということなのではないかと思えます。セーフティーネットですから、例えばこれは安全保障上の危機管理の問題も、これはまさにナショナルセキュリティという意味でのセーフティーネットでありまして、それが、やった途端に何か有事が起こるかという、これはそうではないわけでありまして、必ずしもそういった意味ではどういったものを想定しているかということではない。

申し上げましたように、これは、やはり金融というのは非常に国民経済にとって重要であり、今は非常に限られた状況下での公的資金注入が規定されている、それ以外のものについてまさに幅広く検討しようということ、そこを明記しているわけですね。

○永田委員 さまざまな問題点があるので、時間が足りないんですけれども、大きなテーマをもう一個いきたいと思います。

繰り延べ税金資産のお話がやはり大きいので、やりたいと思います。

繰り延べ税金資産が自己資本に組み入れられている、それが認められているというのは、僕は、まあそれは会計制度上やむを得ないところもあるのかもしれないけれども、しかし、やはり幾ら何でも限度があるだろうなという感じがしています。銀行全体で八兆円にも上る繰り延べ税金資産が積み上がっているという状況は、日銀総裁がみずから認めているという状況は、日銀総裁がみずから認めるのとおり、幾ら何でも異常な状況と言わざるを得ない。

例えばこれがもう一歩進んで、竹中大臣、ぜひ聞いてください。例えばもう一歩進んで、不良債権の処理をどんどん銀行が進めていく、そのときに、もちろん繰り延べ税金資産を使って償却するなんてことはできませんから、株主資本がどんど

ん毀損していくわけですね。例えば、株主資本がゼロになっちゃった、だけれども繰り延べ税金資産は山ほどあって、それだけで自己資本を八%確保している、そのような状況の銀行が発生したときに、これは健全と呼ぶんですか。

○竹中国務大臣 その点は、まさに速水総裁が前から指摘しておられるコアキャピタルというものがやはり重要であって、そのコアキャピタルを中心に考えなければいけないということなのだと思います。先ほどから何度か、マージネットの評価というのにもたえるようにしたいというふうな申し上げているわけですが、このマージネットの評価も、私はやはりコアキャピタルというものを中心として、それを補う項目をどのように考えるか、そういう議論であらうかと思えます。

今永田委員が挙げられたのは、やや極端ではありますけれども、やはり非常にわかりやすい例でありまして、そういう市場の評価にたえる、ないしは現状の数字と市場のギャップを埋めるような形として解決策にどのようなものがあるかということをしつかりと検討したいと思っております。

○永田委員 政治家になると随分と言葉遣いが違うなと思います。

いいですか。私が学者の気持ちで政治をやったとくさと言っているのは、そういう部分なんです。繰り延べ税金資産だけで自己資本が八%確保されるような、そんな銀行は健全だということですか。学問の目で、学者の目で見てどう思うかということをお話してください。

○竹中国務大臣 あるときは学者的だと非難され、あるときは政治家になったと非難される立場にございまして。

まさにそういうところに問題があるというふうには認識しているから、こういう問題提起をしているわけなんです。それは、今おっしゃったような、コアキャピタルがゼロで繰り延べ税金資産が何かすくなくさんある、これはやはりおかしいわけ、そういう状況はあってはならないことだとい

うふうに思います。であるからこそ、これは国によりますけれども、だからコアキャピタルの何%とかというふうに上限を決めているところもある。それはそれで一つのやり方なのだと思います。しかし、繰り返しになりますが、日本の場合は、税制と会計制度との基準が、三つが非常に過去の経緯も含めて絡んでおりますので、単純に海外の制度そのものを持っていくということではない。しかし、御指摘のような問題があるからこそ、認識しているからこそ今回こういう問題提起を行って、しっかりと検討したいというふうに考えているわけです。

○永田委員 問題提起で事が済む話じゃないんですよ。何せ八兆円ですよ。しかもそれが自己資本比率で八%ということ、百兆円の貸し出しにつながっている、そういう話なんですよ。これを認める認めないという話を軽々に決めてしまう。例えば認めないという話になったら、まさに銀行が言っているとおりの百兆円の貸し出しが起るかもしれない、そういう話なんですよ。ですから、もっとしっかりと、これはやるかやらないかということ、時期も含めて明言をしないと、国民はいつまでたつても不安なんですよ、銀行もいつまでたつても不安なんですよ。私たちは貸し出しを受けるかもしれないとおびえている中小企業は幾らでもあるんですよ。

ぜひそこを、大臣の考えを、あなたは政策責任者なんですから、ですからもう一度、どういふふうなスケジュールで、これをどういふ方針で制度を変更していくのか、あるいはどういふ制度が望ましいかと思っているのか。議事録に載せてください。

○竹中国務大臣 どういう制度が望ましいかにつきましては、関係者を含めてしっかりと議論しなければいけないと思っております。そのためにどのような手続を踏んでいくかということに関しては、これは工程表の中で明言をしたいと思っております。○永田委員 関係者と話し合いをしてといいます、関係者というのは銀行関係者も含められるん

すか。やはりこの紙の、金融再生プランの第一ページ目に、国民を守るべきだというのが書いてあるわけですから、銀行を守るような姿勢になっては僕はいけなと思っています。銀行は、経営者を初めとしておびえているんですよ、本当に認められないことになるんじゃないかと。僕は、はっきり言って、会計制度としてほかの業種と横並びでやっている話であるから今さら制度の変更は認められないとしている銀行の姿勢はおかしいと思っています。なぜかという、自己資本比率などというもので経営の状況が規制されている業種はおよそほかには見当たりません。まあ一部の金融機関はありますけれども、だけれども、これは極めて特殊な状況なんですよ。建設会社や八百屋さんなんかと一緒にされたのは困るわけですよ。ですから、これは別に繰り延べ税金資産を認めないという話をしていっているのではなく、コアキャピタルに入れないということ、あるいは上限を設けるといふ話をするのは全然、横並びの観点からしてもおかしくないと思うんですよ。

もう一度、どういう制度が望ましいかと思っているのか、そして、いつごろにそれを変更するつもりなのか、大臣の政策責任者としての意思をお伺いしたいのと、あと、あるべき姿を決定するときに、銀行業界の話を聞くことはよもやありますまいなということを確認したいと思っております。二点お願いします。

○竹中国務大臣 重ねて申し上げますけれども、どのような考えに基づいてこの問題の解決を図るかということは、政策責任者として各方面の意見を聞いてしっかりと決めたいと思っております。その上で、この問題はしかし、いろいろな委員会や民主党の先生方からも御意見をいただいておりますが、民主党の先生の間でもこの問題に対しては意見がさまざま異なっているというふうに承知しております。かように、この問題に関しては非常に違った見方がこの国、社会の中にはある。それをそれとして踏まえて、最終的には私の方でしっかりと決めたいたいと思っております。

第二の、銀行の話を聞くのか。これは銀行の立場、銀行の考えについての御意見はぜひ賜りたいと思っております。しかし、別に銀行と合議するわけではありませぬし、銀行と合意に達するとか、そういう性格のものでは元来ありません。さまざまな意見はお聞きしたいと思っておりますが、これは当局の責任においてしっかりと決めていきたいと思っております。

○永田委員 銀行の恫喝に屈してこの紙の内容をゆがめた大臣が、そんなことを今さら言ったって、だれも信用しませんよ。これは、銀行の立場を尊重する、尊重するとか聞くというふうな話もありましたけれども、そうではなくて、その前の話として、大臣が個人的には今どう思っているんだということをやはり説明する必要があると思っております。

ほかのいろんな人から、学者さんの話を聞いてもいいし、マーケット関係者の話を聞いてもいいし、お役人の話を聞いてもいいと思っております。けれども、今この時点では個人的にはどういふふうに思っているんだということを、やはり公人です、説明する義務があると思っております。ぜひお話しください。

○竹中国務大臣 逆だと思っております。私が学者であれば、学者としての見解を申し上げるべきだと思いますが、公人であるからこそ、最終的に決めなければいけない立場であるからこそ、個人的な見解というのを軽々に申し上げることは議論を混乱させると思っております。

○永田委員 大丈夫ですよ。郵政民営化について、小泉総理は本会議場で個人的な見解を述べておられますから、どこで個人的な見解を述べても大丈夫です。おまけに、憲法五十一條は、政治家が院内で発言した内容については院外で責任を問わないということになっていますから、大丈夫です、それは。民間人であってもそれは適用されるというのが憲法学者の見解ですから、ぜひそれは、心配しなくてもいいと思っておりますので、いつかの機会

にお述べいただきたいと思っております。最後に、国債、銀行がたくさん持っています。このことについてお伺いしたいと思っております。

僕は、常々、国債パブルがはじけるんじゃないかと非常に心配をしています。何しろ、八十兆にも上る国債を銀行が保有しています。そして、六兆百兆ぐらいですか、今国債の発行残高というのがあるんだと思っておりますけれども、これはもう東京証券取引所の株価の時価総額の数倍に上る数字です。こんなにもたくさん国債が円滑に消化されて、一%そこそこの金利でおさまっているということは、これはよく政府当局はこういふふうな説明をしますよ、マーケットはもつと国債を買いたがっているんだから、こんなに円滑に国債が消化されているんだから、もつと発行しても大丈夫だ、こういう説明をしています。これは真つ赤なうそなんです。これは全然違うんですよ。そうじゃなくて、あんなにも巨額の国債が、株式の時価総額の数倍にも上る国債が円滑に消化されてしまうほど金融マーケットはゆがんでいっているんですよ。

銀行にとつてみれば、株式の保有は上限が決められました。そして、土地担保融資もできません。民間企業に対して貸し出しをすることもままならない状況です。国債だけが青天井で金を突っ込める唯一の資産なんですよ、はつきり言って。あるいは、リスクウェイトもゼロです。

こういうふうな、金融機関の方から見れば、株を買うか国債を買うかという判断をするときに、ポートフォリオを組むときに、明らかに国債だけが有利に扱われているんですよ。これは金融マーケットをゆがめているんですよ。それは学問的に分析すれば明らかだと思います。この問題を正しな形で放置しておくということは、僕は、金融マーケットをゆがめるのみならず、政府の放漫財政に拍車をかけるようなことになるのではないかと心配をしています。

株式がマーケットで価格が上下する、価格が上下することによって金融機関の経営が左右されるようなことがあつてはけしからぬということ、で、

このところをどうするかということがもう一つ重要な施策として出てこなきゃいけないんだらうというふうに思います。それはどういうふうに考えていくのかということ、これを一番最初の問いかけからすつと出していただきたかったですけれども、改めてお尋ねします。

○竹中国務大臣 中川委員御指摘の預金移動のやはり可能性があったのではないだろうかとか、地方の再編がおくれたのではないだろうかとか、もちろんそういう幾つかの考慮すべき要因があるというのはそのとおりかもしれません。

しかしながら、先ほどちょっと御答弁させていただきましては、これは私が就任して数日のうちに総理と御相談して決めさせていただいたわけでありまして、私が就任したことによって生じた新たな変化というのは、新たな変化というのはまさに不良債権処理を加速することであつた。その新たな変化がつけ加わつた変化の中でこういう意思決定をさせていただきまして、その点を、無用の混乱を避けるために、不安を避けるためという意味で、先ほど御答弁させていただいたつもりでございます。

それで、直接お尋ねの地方の金融機関、再編を中心とした金融機関の強化をどのように行っていくべきかということでございますけれども、地方の諸機関に関しては、それぞれの地域に根差した大変重要な役割をそれぞれ果たしている。しかしながら、これはヒアリング等々でいろいろ出てきたところによりまして、経営基盤を強化するために組織の再編というのを考えているところがあるんだけれども、それについては幾つかの障壁もある。今回の法案は、まさにそうした自主的な経営改善の努力をサポートするために、金融庁としてもその枠組みをつくらうということを考えているわけでございます。

委員お尋ねの問題は、もう少し広い範囲に多分及んでおられて、そもそもこういった地域の金融機関全体をどのように位置づけていくのかという問題も含まれていくかと思ひます。これについては、当面自主的に再編をするところをしっかりと金融庁としては支えたい、サポートしたいというふうに思ひますけれども、リレーシヨシップバンキング、コミュニティに関する問題、地域金融の問題については、これは今回再生プログラムで議論しているグローバルな

銀行とはやはり違う概念が必要だろうということ、これは少し時間をかけて幅広く、少し大きなビッグピクチャーといひますか、そういう点も踏まえて議論をしたいというふうな、それで行政のあり方をはつきりと明示していきたいというふうな考えているところでございますので、これは年度内ぐらいにさまざまな御意見を聞きながら、より明確な見方、ビジョンが示せるように努力をしていきたいというふうな思ひます。

○中川(正)委員 金融再生プログラムに話題を移していただきたいんですけれども、さっきの地方の経済の状況あるいは金融の状況ともこれは密接に関連があるんですね。いろいろ学問的には、あるいは政策的には議論がありますが、私たちが地元に入つて、実感として、これは前の資産の見直しのとときは違つた形の危機感というんですか、具体的に倒れていく企業の中身が違つてきているなという感じがつくづくするんですね。

私の関連でも三つ、四つ民事再生法なり、あるいはもう既に倒産という形で整理をされているのがあるんですが、それを見ていると、一昔前、よく言われるバブルのころの清算をしていく過程の中では、前々からもうあそこ企業はどっちにしたつて整理をしなきゃいけないというふうなことが周りにも理解をされて、いよいよそれが来たかなという形で整理というのがあつたんですね。

ところが、最近のものはそうじゃないんですよ。商売はちゃんとやつていけるのに、いわゆる借りかえですね、運転資金なり、あるいは長期の借り入れている資金の借りかえが行われようとするときに、ある日突然銀行は、売り上げの中から持つていくところだけ持つていって、もうこれ以上は借りかえをすることができませんよ、ほんとストップが来た。このことは、商売自体はこれだけうまくいっているのに、何で突然銀行がそんな話をしてくるんだ、これは中川さんどうなつていらっしゃるんだというふうな話ですね。こういう意味での倒産というのは、これは最近のパターンなんです。

改めて聞くんですが、今の金融庁の姿勢というのは、あるいはこの資産の見直しの中である検査マニュアルというの、そういう企業もつぶすべきだという前提でやつていけるのかどうかということですね。なぜこういうことが起こつてきているのかということのその分析も含めて、これは私だけの感覚じゃないと思うんですよ。さまざまな専門家の話の中にもこのことは出てきています。それぞれ地元で、地元でということ、地域経済がこれから危なくなつてきている、これは完全にシュリンクを始めているというふうな危機感に結びついてきている基本的な認識というのは、ここなんです。それをどういうふうな解釈されているのか、これがいいことなのか、それとも間違つたことなのか、改めて聞きたいと思ひます。

○竹中国務大臣 今委員御指摘になつたような例、これは事例はまちまちだと思います。しかし、まさに業況は、本業の方はきちつとやつていける、しかし、ある日突然金融がつかなくなる、そういうような事例があるということは、私も身近に結構な数を聞くことがふえて、そういう機会がふえております。その意味では、実感としての危機感というふうにおつしやいましたが、そういうものは私自身も強く持つております。

お尋ねの、こういう事態を一体どのように位置づけているのかということですが、繰り返して言ひますが、これは一般論として申し上げることはなかなか難しい、個別にいろいろな事例があるし、金融機関には金融機関の言い分もあるのだと思ひますが、現実問題としては、本来収益力があつてきちつとやつていけるところからお金を引き揚げられる、そういうような状況をぜひストップさせたいというのが、今回の再生プログラムがまさに最も目指しているところだというふうなぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

これは、検証するのは大変難しいのですが、少なくとも、マクロ的な数値から見ますと、やはり九〇年代を通してすけれども、銀行部門は収益力が低下している一部の部門にむしろほとんど貸

し込んでまいりました。その貸し込んだ一つの裏側で、現実に幾つかの場合には、すべてだとは言ひませんが、本当に収益力がある中小企業からお金が引きはがされてきたというようなこともやはり起こつてきたのであろうかというふうな思ひわけです。

そうした点からでは、本来ちゃんと稼げるところに貸すのが銀行の役割だ、だからガバナンスをきちつと發揮して資産を査定して、一部悪いところに貸し込んできたものについてはきちつとこれを再生なり回収なり始末をつけて、それで本当にお金を必要としている優良な企業にお金が回るようにする、これがこの再生プログラムが目指しているところでありまして、その意味での資産査定の強化であり、その意味でのガバナンスの強化であるというふうなぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

加えて、繰り返し申し上げますが、今回は主要行を対象としているということでありまして、地域の金融機関については、先ほど委員もお尋ねがありましたように、より広い角度からそのビジョンを今後私たちとしては検討していきたいと思ひつていまして、ありがとうございます。

○中川(正)委員 もう一回聞き直しますが、資産査定を厳密化する、そして不良債権を加速化するというのは、前、これまで二年三年、その節目節目にずっと金融庁自身が言い続けてきたことですね。今回も同じ表現をしていられるんです。

これは、従来のものと査定の中身でどう違うんですか。

○竹中国務大臣 今回、資産の査定をさらにきちつとやろうということプログラムに書いておりますけれども、項目としては幾つかのものがございまして、特に、やはり二つの点が大変重要であらうというふうな思ひます。

第一は、銀行の自己査定と金融庁が行つてい

含めて、集計ベースでの公表も含めて、それをしっかりと埋めていただく、もしそれを正当な理由がなく埋められない銀行については厳しく処分していきたい、そういう点がまず第一の重要なポイントだと思っています。

第二は、これは大口債務者で、区分も限定はいたし、評価に近しいような資産の査定が行われるように、DCF的な手法等新たな手法も取り入れてこれを市場の評価に近づけていきたい。

幾つか項目がありますが、資産査定の強化の中では、この二点がとりわけやはり今までは違う重要なポイントになってくるというふうな思っております。

○中川(正)委員 いや、そこは今までとは変わっていないんじゃないかなと思いますよ。今までもそういう指導が現場であって、その差を縮めるために銀行がどういう行動をとったかというのを、さっきの話をもとに私、現場で聞いてみただけです、銀行員に。

彼らがどう言っているかという、まず、なぜ突然いわゆる借りかえというものができなくなったかということに言及をしていくと、これは厳密にその会社の資産を改めて査定をしていくと、アセット、土地中心に全部値段が落ちていくわけですね。担保価値がぐっと縮む。

縮むことに対して、まず銀行の当事者としてはその会社に何を言うかという、これは担保が足りなくなってきたのでもう少しありませんか、こういう話になる。そうすると、その分はもうこれで精いっぱいですねという話になると、それじゃ、ここでちょっと考えなきゃいけませんねということになる。商売自体は別なんです。それは商売に可能性はあるかもしれないけれども、その担保が出ないんだったらこれはなかなか難しいです。なぜ当事者が、銀行の担当者がそれを言わなければならぬかという、それによって、バランスシートが出てきて債務超過になっちゃったから、これは健全な企業から要注意になり、あるいは

は管理になる。いわゆるバランスシートの方でそうした検査の基準がある限り、それが落ちてくる。落ちてきたら、銀行としてはどうしなければいけないかといったら、引き当てを、その率を上げていかなければいけない、そこへ向いて引き当てをしていかなければならない。

そうすると、銀行のトップの方としては、そんなものは、引き当てして不良債権がこれだけふえましたよという膨らましをするよりは、そこで取引を停止するという形の選択があるんじゃないかということ、これはビルト・イン・メカニズムなんです。それで回り始めているということ。そういう説明を現場ではしますね。

それに対して、さっきの話、金融庁の監督のもとで、いわゆる金融庁の査定のものと資産価値と自己査定との割合を縮めていかなければならない、こういう話がありました。これも逆さまに働いているんですよ。

現場の人間に言わせたら、さっきのような会社は育てていきたいんだ。特に、地域の金融機関では、先々代あるいはその前からずっと取引があつて、その人柄もわかる、それからその息子の大体の経営資質というのわかってる。その中で、資産は縮んできたけれども商売はやらせてやりたい、現に黒字になっているじゃないか。それに対して、自己査定では、その部分なるべく評価しながら査定をしますよということにつける。

つけると、その部分については金融庁は認めてくれないんですよ、そうじゃなくて、厳密にやりなさいよ、うちの査定でいったらこういう形になりますよという話で、それを縮めろということになれば、これは、言っていること、竹中大臣が、キャッシュフローであるいはP/Lの方で企業を評価してそのリスクを貸し出しに反映させなきゃいけないというふうなことを言っているけれども、現場ではまるっきり逆のメカニズムが今働いていますよ、それを、抽象的な話だけで、資産査定見直しますよ、こういうことで押せば押すほど現場ではこの矛盾が出てくるということなんです。これ

はビルト・イン・メカニズムなんです。

そのところを議論しないで、よく言われる学者の抽象論だけで押しもたらしては現場は困りますね、それをどういふような形で企業再生にその形を結びつけていくのか、その具体案が必要ですねということなんです。

大臣。いや、大臣の頭の中を整理しなきゃいけないんです。大臣、答えてください。

〔委員長退席、七条委員長代理着席〕

○竹中国務大臣 御指摘のような点は、私たちが大変重視をしていろいろ政策を考えているつもりでございます。

まず確認させていただきませんが、今回の措置は主要行にまず限っておりますので、地域の金融機関等々にこれが直接適用されるという性格のものではないです。

その上で、金融庁の検査の話が出ましたが、この点については、実は検査マニュアルで、今委員が言われたような点は私たちが十二分に考えなければいけないという問題意識を持って、マニュアルの中には実はその点は明記されております。中小零細企業等については、当該企業の財務状況、つまりバランスシートですね、のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払い状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断する。

これは、先ほどから申し上げていきますように、やはりその企業というのはどれだけの収益性がある、その収益性に基づいてまさに企業の価値というのは判断されなければいけない、それに基づいて資産の評価、融資の決断というものは行われなければならないと思っておりますし、そうした観点からマニュアル自体もできておりますので、御指摘のような不当な言い方は悪循環が起らないように、これはもう行政の中ではぜひともしっかりと監督をしていきたいというふうに思っているところであります。

○中川(正)委員 いや、問題は精神論じゃないん

ですよ。言葉の、指示している、していないの話じゃないんですよ。現実には、バランスシートが毀損されて、資産を簿価から時価に直した場合にそれが毀損されて、債務超過になりましたねという企業が出てくる。それに対しては、やはり要注意としてランクを下げるんですよ、こういう話になるでしょう。下げたらやはり引き当ては積まなきゃいけないんですよ。このメカニズムなんです。それを精神論で、いや、商売をどうやっていくかもう少し注意して見なきゃいけませんよと言っても、現場では、それは評価できませんね、やはり債務超過している企業は債務超過している企業でしよう、そのように引き当てを上げてくださいうふうに見直していくか。

もつと言えば、今は、これはさっき重要な話をされましたけれども、この金融再生プログラムについては、資産査定をさらに厳しくしていくというのには都銀レベルの話だ、地方銀行は違いますよ、こういう話をはっきりされましたね。では、それはもつと具体的に言えば、地方の銀行と都銀とはダブルスタンダードで、びしと地方は地方なりの、BIS基準とは違う改めた基準をつくるという意思表示ですね。そういうふうな受けとめていいますね。それをもつてさっきのようなビルト・イン・メカニズムを解消していくという具体策まで考えた話なのか、それとも、現実がそうだから苦し紛れにちよつとやってみたんだという話なのか、どっちなんですか。

○竹中国務大臣 まず、現場の話を紹介していた上、非常にその現実には厳しいんだという御指摘、これはもう私もそういう事例がたくさんあるということを知っております。

そうした問題意識から、例えば、経営実態のより確かな把握を目的として、金融検査マニュアル別冊・中小企業編というのを作成、公表したところでありまして、それをさらに現場に周知徹底させるために、検査の現場だけでなく債務者企業などにも広く浸透させるために今その活動を開

ないだろうと私は信じています。だから、まずはこの事態を、これをどのような形で今取り組んでいるのか、何が今起こったのかという、金融庁はこれをどういう体制で国民に説明しようとしているのか、このところをまず御答弁をいただきたいと思います。

○伊藤副大臣 朝銀については、委員御承知のとおり、平成十年四月の都道府県から国への信用組合の監督権限移管以降、厳正な検査監督に基づく破綻認定、金融整理管財人の派遣による責任追及への取り組み等がなされ、責任追及については、民事提訴十九件、刑事告訴、告発五件の実績が上っております。

また、告訴、告発等を端緒に捜査当局による捜査が入り、現在、司法における事実説明が進められているところであり、さらに事業譲渡後もRCCにおいて引き続き徹底的に責任追及が行われているものでございます。

○中川(正)委員 それにしては国民が一般知るところが出てきていない。それは何かといったら、一体どれぐらいの資金がこの朝鮮総連へ流れていたのか、あるいは朝鮮総連を経て北朝鮮に流れていたのかという、ここです。これはどうして公表しないんですか。

○伊藤副大臣 朝銀も含め個別の金融機関からの個別の債務者向けの融資の状況、個別の取引にかかわる事柄は、職務上知り得た秘密であり、守秘義務の観点から、当該債務者が法的整理に入っている既に公開情報となっている場合などを除き、従来よりコメントを差し控えていただいているところであります。

なお、朝銀東京から朝鮮総連への貸し出しについては、金融整理管財人による告発を受け立件された同信組の旧経営陣に対する刑事事件の論告求刑公判において、朝鮮総連側への貸出残高の累計額は平成十年三月末ごろには二百五十億円を超過するに至ったと述べられていることを承知いたしております。

○中川(正)委員 問題の重要性を理解されていない

いようですね。先ほどから、公安当局もあるいは警察当局も、これは犯罪として組織を対象に議論しているんですよ、朝鮮総連という組織を。今金融庁でやっていることというのは、組織じゃなくて、みんな個人に対してどういう犯罪があったかという形で告発しているということですよ。これは次元が違う。

国民は何を求めているかといったら、あれだけの資金を流すんですから、北朝鮮との関係はどうなっているんだ、総連は何をやっていたんだ、これはどういう組織だったんだ、これをばっちりさせろと言っているんですよ。これをばっちりさせない限りは、それは当然でしょう、びた一文出せないよというのは。

それでもってさまざまな善良な第三者が大変な状況に陥ってくるというのは、これは確かですよ。それはそれで、別個、国が対策を立てるべきなんです。それはそれで立てるべきだけれども、この全容説明というのはまさにやるべきだ、このところをちゃんと区別して説明しないと、これは話にならない。

もう一つ言えば、そうした意識で、いわゆる軽さ程度というか、これは国内の問題でも住専の話が起ったときに、国内問題でもめたときに、国民の税金を使うのにみんな公表しているんですよ、このときは。公表したことによって、そのとき何が間違っていたかということがはつきりした。そういう例もある。

そこからいくと、今回のこの問題も金融庁は進んで公表して国民に説明責任を果たす義務がある、こんなふうなふうに思っています。大臣、どうですか。

○伊藤副大臣 繰り返しになりますが、私どもとしては、金融機関の個別債務者に対する融資の状況を公表することについては、守秘義務の問題があることから差し控えるべきものだと考えております。特に、当該債務者にかかわる債権の回収に支障を来すおそれもあるというふうなことでありますので、その開示は不適切だというふうな考えております。

なお、新設の受け皿組合においては、二度とこれままでのような問題を生じることがないように、架空名義口座の排除、監査機能の強化等の対策とあわせて、経営の独立性、透明性を確保するための対策を講じているところでございます。

先ほど委員から住専の問題についてお話がございました。私も住専国会、国会に籍を置いておりましたので、あの住専のときの場合には、一つ一つ法律の手續を踏んで、そして対応がなされたわけでありまして、その中でも、旧大蔵省あるいは法務省から、先ほどお話をさせていただいた守秘義務の問題がある等々で、私たちは慎重に対応すべきだということを申し上げております。

○中川(正)委員 問題の重大性を認識してないというのはそのところでして、こういう話を一般論で、守秘義務の一般論で切り返してくるというそのセンスが、国民に対して全然自覚してないところなんだ、説明責任を。もうそういう状況じゃなくなってきたというでしょう。

大臣、さっきの答弁には私は承服しかねるんです。大臣自身はどう思われますか、これは。

○竹中副大臣 考慮すべきさまざまな要因はあると思います。しかしながら、基本的には、先ほど副大臣が答弁されたように、これは守秘義務という我々が守るべき一つの義務の中で、我々はやはり行政を積み重ねなければいけない。別途考慮すべき要因があるという点については、それは委員の御指摘は理解できますので、これはやはり手續を踏んでしかるべき対応をとっていくべきであるというふうに思っております。

○中川(正)委員 手續を踏んでしかるべく対応をとるといふのがさっきの答弁でしたね。それでは具体的に、この手續とこの手續があれは開示をするという意味に受け取れるわけでありませんが、それは何ですか。言ってください。

○伊藤副大臣 住専のときには、議院証言法に基づき諸手續を経た上で、特に例外的に開示することが適当だと政府が判断をされたわけでありまして、先ほどお話をさせていただいているように、

旧大蔵省として法務省は、やはりこの問題についての情報開示は慎重であるべきというふうな考え方を、その中で、手續の中で述べさせていただいているところであります。

ただ、私どももこの問題については大変重要な認識を持っております。だからこそ、金融整理管財人の派遣による責任追及をさせていただき、その責任追及によって、先ほどお話をさせていただいたように、民事提訴二十件、刑事告訴、告発五件の実績があり、これが端緒になって捜査当局による捜査が入りました。そしてさらに、事業譲渡後もRCCにおいて引き続き徹底的に責任追及をさせていただいているわけでありまして。

○中川(正)委員 大臣と副大臣の答弁のニュアンスが違うんです。これはちょっとはつきりさせてください。

私は、さっきの大臣の答弁は、開示をしていく、そのためには手續を踏んでいくというふうな受け取りました。それに対して、副大臣の話、また違うんですよ。これは全く次元の違う話。

○小坂委員長 もう一度質問をお願いします。(発言する者あり) 話し合う前に。

竹中金融担当大臣。

○竹中副大臣 先ほど私が申し上げたのは、今の副大臣の答弁にもありましたように、前回の事例では議院証言法に基づく諸手續を経た上で判断がなされていた、そういう手續の中で判断がなされていくべきであるというふうに申し上げたわけでありまして、副大臣が答弁した点と一致していると思います。

○中川(正)委員 大臣、大臣としての職責を果たしてください。これは、今の、大局に見て、さっきの話だったら、副大臣の指示に従いますと大臣が言っているんですよ。そんなばかな話ないでしょう、これは。

私は、大臣の気持ちの中に、これはやはり前向きに情報開示をしていく必要があるなど。これは住専の例があるとすれば、この住専の手續をしたら、踏んでいったらいいわけですよ。同じような

手続を踏んでいったらいいわけですよ。そういう前提の中で、金融庁、大臣としてはその意思があるなと私は受け取らせていただいた。さすがだと思つたんです。

それが、二回目の答弁になったら、副大臣の言われるとおりでありますと、これは格好悪い。これは格好悪い。

○伊藤副大臣 ぜび住専国会のときを思い出していただきたいんですが、あのときには議院証言法に基づく国会からの提出要求があつたわけでありまして、それに対して、大蔵大臣から、国会からの要求資料が職務上の秘密である旨の発言があり、法務大臣から慎重な対応が必要である旨の発言があり、職務上の秘密である旨の申し立てが大蔵大臣から衆議院議長になされたわけでありまして、国会から監督官庁、内閣に対する提出承認要求というものがなされて、こうした手続を踏んでいっております。そのことをぜひ思い出していただければと思います。

○中川(正)委員 だから、国会で発言しているんじゃないですか、必要だということを。必要だということ。皆さんは、そのことは必要ですねとさつき大臣まさに言われたんです。中川議員の言われているその問題意識というのはちゃんと認識していますという話を、さつきのここでメモしている話をもう一回確認してもいいですよ。だから、私は理解してもらつたんだと思つたんですよ。必要でしょう、大臣。

○竹中国務大臣 私が申し上げましたのは、繰り返しになりますが、考慮すべきさまざまな要因がある。中川委員が御指摘のも、そういった要因の一つであろうということでありまして。しかしながら、私たちにはやはり守るべき義務というものもある。

そうした中で、前回の住専の例に見られるように、これは手続を踏んで、その中でやはりきちつと判断をしていくということしかないのではないのか、その意味では、繰り返しになりますが、伊藤大臣が答弁していることと全く一致しておりま

す。

○中川(正)委員 いや、違うんですね。さつきの話だと、手続を踏んでください、その手続に入ってください、いいですよ、こういう話でしょう。そういうことでしょうか。

それは、大臣は素直なんですよ。問題の観点をちゃんと理解しているんですよ。こっちは役人の入れ知恵を真に受けて政治家としての領分を果たしていないだけのこと。ずっと竹中さんの方が政治家ですよ。ちょっと議論整理してください。

○小坂委員長 速記をとめて。

(速記中止)

○小坂委員長 速記を開始してください。

中川委員に申し上げます。

質問の内容について、資料の要求等どのような対応をするかについて、野党理事の方からも申し入れがありましたので、理事会で協議をさせていただきますので、質問を続行してください。(発言する者あり)

理事は集まってください。

速記をとめてください。

(速記中止)

○小坂委員長 速記を始めてください。

中川委員は質問を続行してください。

○中川(正)委員 何回も言ってきたことでありますが、もう一回要求をします。

朝鮮総連、組織として、ここに対しての貸出残高とこれまでの経緯、これの調査の開示、これを求めます。

○小坂委員長 資料としてですか。資料のような形で必要なんですか。

○中川(正)委員 国民への開示ですよ。ここで住専の例があるでしょう。調査の結果の開示。

○小坂委員長 もう少し要求する内容を明確にしてください。

○中川(正)委員 朝鮮、各地域、あるいは各朝鮮銀が朝鮮総連に対してこれまで流してきた資金、これをつぶさに調べて、その開示。それから、その資金の中で不良債権化している部分がどれだけ

あるか。それで、またその不良債権化した資金の使い方。その中で、どれだけ北朝鮮に不正送金となされたか等々含めて、情報開示をしてください。

○小坂委員長 情報開示というのは、資料を委員に提示をしろということでしょうか。

○中川(正)委員 国民に提示をしろということですよ。

○小坂委員長 それはちょっと委員としての質問の範囲を超えているように思いますが、委員会に提出でよろしいですね。

○中川(正)委員 委員会に提出をしてほしい。

○小坂委員長 では、理事会において協議をいたします。

質問を続行してください。(発言する者あり)

○中川(正)委員 それぞれ、あとは理事会でやってください。

では、次の質問に入っていきます。

そういうことを前提にして考えていくと、これから先の公的資金の投入については、そうした事実が明らかになって、全体像がはつきりと国民に理解ができるというところまでは投入をしないということですね。これについてはそのようにお考えでしょうか。

○伊藤副大臣 朝鮮信組は、我が国の法律に基づき設立された預金保険法上の金融機関であり、他の機関と同様、預金者保護や信用秩序の維持といった預金保険法の趣旨、目的に沿って、同法に基づき対応をしていかなければならないと考えております。

しかし、当局としては、ハナ信組の役員体制について、定款に沿った対応がなされるよう、徹底した洗い直しを現在求めているところでございます。

○中川(正)委員 また一般論で返ってきますけれども、さつきのそれぞれの担当、公安が特にお話が出ましたけれども、警察もそうですが、これは破防法の対象として見ていく可能性のある組織だということまで言っているんですよ。それを一

般論で切り抜けようなんという話は無いでしょう、これは。

どういふふうに見えるんですか。これは政府全体の不一致ですよ、こんなのは。大臣としての言葉で答えてください。これは大臣に。伊藤さんは読んででしょう、それ。

○伊藤副大臣 私どもは捜査権限を持っているわけではございませんし、私どもの与えられている権限の中で、先ほどから繰り返しているように、朝鮮信組は我が国の法律に基づき設立された預金保険法上の金融機関でありますから、預金者保護や信用秩序の維持といった預金保険法の趣旨にのっとって対応していかなければいけない。

しかし、問題になっておりますハナ信組等については、役員体制について、定款に沿った対応がなされるよう、徹底した洗い直しを求めているところでございます。

○中川(正)委員 これはもつと具体的に言えば、どんなことを考えていかなきゃいけないかという、第三者で、これで、この処置で困ってくる人たちがいる、それは確かなんです。在日朝鮮人ですっかりと商売をしている人たちもいる、金を借りている人たちも、これから借りていかなければいけない人たちもいる。そういう人たちに對する施策と、それから、総連あるいは朝鮮銀、この組織がこれまでやってきたことに対する国民的な評価とそれに対する総括、その総括に基づいたいわゆる結果責任というのをとらさなきゃいけないということ。これを区別した政策が金融庁から出てくるべきだと言っているんですよ。

それをもつと具体的に言えば、そのまま銀行を合併していく、あるいは何らかの形で生き延びさせていくというのじゃなくて、ここはやはり清算すべきなんです。清算するときに第三者的に被害が出てくるようであれば、それをそれなりの手当てをしていく、それで解散するときその総括をやるべきなんだ、こういう話に当然なってくるでしょう。

そんな、理事長だけを組織から、入っている、

入っていないというような、そんな話でこれをごまかしていくわけには、もうここまで来たらいかないでしょう、そういう話なんです。何でもこまで金融庁として腹をくれないのか。大臣、答えてください。

○竹中国務大臣 我々としては、定められた法律の枠組みの中でしっかりと行政を務める責務がございいます。その意味では、守らなければいけない義務等々は明確にある。その意味で、対応は副大臣が答弁したとおりの内容になるということでありま。

○中川(正)委員 大臣、こんなときに大臣としての職責を果たしてもらわないと、やはりそれは学者さんかなと言われるんですよ。

これは、公安からさつきそんな話が出たんですから、少なくとも一回この分については考え直す、あるいは、トータルとして議論をすべきことですねというぐらゐの問題意識を持つてくださ。いよ。そんな官僚の書いたものを丸読みして、一般論でごまかさな。い。どうですか。

○竹中国務大臣 我々は、基本的に金融行政に対して責任を負っておりますので、その金融行政の枠組みの中でやはりしっかりと対応をしていくというのが基本でなければいけないと思。い。ま。

○中川(正)委員 金融行政に責任を持っているから、私はこの質問をしているんですよ。そんなわからない回答をしないでください。だんだんおかしくなってくるな。

○小坂委員長 質問を明確にしてください。

○中川(正)委員 いや、答えが明確でないから。

○小坂委員長 もう一度、質問の趣旨を明確にしてください。

○中川(正)委員 質問は明確でしょう。さつき言ったように、それぞれ今の銀行を、理事長だけかえてごまかしていくというんじゃないで、ここで清算をしないと言った。その中で出てくる第三者が犠牲になるというんだつたら、その分を別個考えた特別の措置を持ってきたらいいじゃないです。

か。それは幾らでもあるでしょう、銀行を清算していく中でそのスキームはいっぱいあるわけですから。

だから、質問を変えれば、そういう選択肢というのが新たに考えられてもいいですねというぐらゐの答弁はしたらどうですかと、私がかわって答弁しているような話ですが、そこを聞いているんですよ。

○伊藤副大臣 繰り返しになりますが、私どもは与えられた金融行政の中で対応をしっかりとしたい。

したがって、破綻した金融機関に対しては金融整理管財人が徹底的に責任追及をしているわけでありま。すし、今問題になっている未処理の破綻五朝銀について、その円滑な事業譲渡をどうしていくか、その中で経営の透明性、独立性というものをしっかりと確保しなければいけない。

また、役員については、理事長だけというお話がありますが、私どもは、役員体制について徹底した洗い直し、見直しをしていかなければいけないというふうを考えております。

○竹中国務大臣 国内金融行政の中で責任を持った対応をしていく、その中身は伊藤大臣が申し述べたとおりでありまして、役員体制等については徹底した洗い直しを求めているところでありまして、そうした枠組みの中でしっかりと行政を進めていきたいと思。つて。お。り。ま。す。

○中川(正)委員 そんなことではおさまらなくなりますから、そのことを申し伝えて、終わります。

○小坂委員長 次回は、来る十二日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律

(預金保険法の一部改正)

第一条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八條の二」を「第五十八條の三」に、「第四章 預金等債権の買取り(第七十條―第七十三條)」を「第三章の二 資金決済に関する債権者の保護(第六十九條の二―第六十九條の四)」に改める。

第一条中「保護」の下に「及び破綻金融機関に係る資金決済の確保」を加える。

第二条第十一項中「の規定」を「(同項の規定を第五十四條の二第二項において準用する場合を含む。及び第五十四條の二第一項の規定(以下「保険金計算規定」という。))に改める。

第十五条中「次章、第四章及び第六章から第八章までに規定する」を「この法律(第一章、第二章、第五章及び第九章を除く。)で別に定める」に改める。

第三十四條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第六十九條の三の規定による資金の貸付け

第三十四條第八号中「第二百二十八條」の下に「において準用する第六十九條の三」を加える。

第五十一條の見出しを「(一般預金等に係る保険料の額)」に改め、同条第一項中「保険料の額」を「預金等(決済用預金(次条第一項に規定する決済用預金をいう。次項において同じ。))以外の預金等に限るものとし、外貨預金その他政令で定める預金等を除く。以下「一般預金等」という。に係る保険料の額」に、「」における預金等(外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。を「次条第一項において同じ。))における一般預金等」に改め、同条第二項中「費用」の下に「(決済用預金に係るものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十一條の二 次に掲げる要件のすべてに該当する預金(外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。))に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。

一 その契約又は取引慣行に基づき第六十九條の二第一項に規定する政令で定める取引に用いることができるものであること。
二 その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。
三 利息が付されていないものであること。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項において、同条第二項中「係るものを除く。」とあるのは、「係るものに限る。」と読み替えるものとする。

第五十四條の見出しを「(一般預金等に係る保険金の額等)」に改め、同条第一項中「保険金」を「一般預金等(他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める一般預金等を除く。以下「支払対象一般預金等」という。に係る保険金)」に、「預金等(外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。以下この条、次条、第五十八條及び第五十八條の二において同じ。))を「支払対象一般預金等」に、「(同条第四項の仮払金の支払又は第二百二十七條第一項の貸付けに係る預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。に限る。次項及び次条を「に限るものとし、同条第四項の仮払金(支払対象一般預金等に係るものに限る。以下この条において同じ。))の支払又は第二百二十七條において準用する第六十九條の三第一項の貸付けに係る支払対象一般預金等の払戻しにより現に有

しないこととなつたものを含む。次項に、「第二項第五号に掲げる預金等」を「支払対象一般預金等のうち第二項第五号に掲げるもの」に改め、同条第二項中「前項」を「支払対象一般預金等に係る保険金の額は、前項に改め、を「保険金の額」を削り、同項各号中「預金等」を「支払対象一般預金等」に改め、同条第三項中「第百二十七条第一項の貸付けに係る預金等」を「第百二十七条において準用する第六十九条の第三項の貸付けに係る支払対象一般預金等」に、「保険金」を「支払対象一般預金等に係る保険金」に、「同条第一項の貸付けに係る預金等」を「第百二十七条において準用する第六十九条の第三項の貸付けに係る支払対象一般預金等」に改める。

第五十四条の二第一項中、「前条第一項から第三項までの規定」を、「保険金計算規定」に改め、同項第一号中「当該資産管理機関等の預金等に係る債権」を「当該資産管理機関等の支払対象預金等（支払対象一般預金等又は支払対象決済用預金等）をいう。以下同じ。」に係る債権（当該支払対象預金等を有する預金者等が第五十三条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第四項の仮払金の支払又は第六十九条の第三項（第百二十七条において準用する場合を含む。）の貸付けに係る支払対象預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。以下この条において同じ。）に、「有する預金等」を「有する支払対象預金等」に、「個人別管理資産額相当預金等債権」を「個人別管理資産額相当支払対象預金等債権」に、「当該加入者等の預金等」を「当該加入者等の支払対象預金等」に、「前条第一項から第三項までの規定」を「保険金計算規定」に改め、同項第二号及び第三号中「預金等」を「支払対象預金等」に、「前条第一項から第三項までの規定」を「保険金計算規定」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同項各号中「預金等」を「支払

対象預金等）に、「個人別管理資産額相当預金等債権」を「個人別管理資産額相当支払対象預金等債権」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の場合における第二項第十一項の規定の適用については、同項中「及び第五十四条の二第一項」とあるのは、「第五十四条の二第一項並びに第五十四条の第三項及び第二項」とする。

第五十四条の二第五項を削り、同条を第五十四条の三とし、第五十四条の次に次の一条を加える。

（決済用預金に係る保険金の額）

第五十四条の二 決済用預金（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用預金を除く。以下「支払対象決済用預金」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した金融機関の各預金者につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する支払対象決済用預金に係る債権（その者が第五十三条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第四項の仮払金（支払対象決済用預金に係るものに限る。次項において同じ。）の支払又は第六十九条の第三項（第百二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の貸付けに係る支払対象決済用預金の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）のうち元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）に相当する金額とする。

2 前条第三項の規定は、その有する支払対象決済用預金に關し保険事故に係る預金者が当該保険事故について第五十三条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第六十九条の第三項の貸付けに係る支払対象決済用預金の払戻しを受けている場合について準用する。この場合において、前条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあ

るのは、「第五十四条の二第一項の規定にかかわらず、当該規定」と読み替えるものとする。

第五十八条第一項中「第五十四条第一項から第三項までの規定」を「保険金計算規定」に、「預金等」を「支払対象預金等」に改め、同条第二項及び第三項中「預金等」を「支払対象預金等」に改める。

第五十八条の二第一項中「預金等」を「支払対象預金等」に、「預金等」を「支払対象預金等」に改め、第三章第三節中同条の次に次の一条を加える。

（決済用預金に係る保険金の支払等のための措置）

第五十八条の三 金融機関は、保険事故が発生した場合における支払対象決済用預金に係る保険金の支払又はその払戻しの円滑の確保を図るため、電子情報処理組織の整備その他の内閣府令で定める措置を講じなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する措置が講ぜられていないと認めるときは、金融機関に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができ

る。

第五十九条第二項第三号中「第五十四条第一項から第三項までの規定」を「保険金計算規定」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 資金決済に関する債権者の保護

（決済債務の保護）

第六十九条の二 為替取引その他の金融機関が行う資金決済に係る取引として政令で定める取引に關し金融機関が負担する債務（外国通貨で支払が行われるものを除き、金融機関その他の金融業を営む者で政令で定める者以外の者の委託に起因するものその他政令で定めるものに限る。以下この章において「決済債

務」という。）であつて、かつ、支払対象決済用預金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの（以下この項及び次条第一項において「特定決済債務」という。）については、これを支払対象決済用預金に係る債務と、特定決済債務に係る債権を支払対象決済用預金に係る債権と、特定決済債務に係る債権者を預金者と、特定決済債務の額を支払対象決済用預金の額と、特定決済債務の弁済を支払対象決済用預金の払戻しとそれぞれみなして、この法律の規定（第五十八条の二、この章及び第七十三条の規定並びに第百二十七条の規定及び当該規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、第五十一条の二第二項中「次に掲げる要件のすべてに該当する預金（外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。）に係る保険料」とあるのは、「特定決済債務に係る保険料」と、第五十四条の二第一項中「決済用預金（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用預金を除く。以下「支払対象決済用預金」という。）に係る保険金」とあるのは、「特定決済債務に係る保険金」と、（のうち元本の額）とあるのは「の額」と、同条第二項中「その有する支払対象決済用預金」とあるのは「その有する特定決済債務に係る債権」と、第五十五条の二第四項中「預金等」とあるのは「特定決済債務」と、第五十八条の三第一項中「支払対象決済用預金」とあるのは「特定決済債務」とする。

2 決済債務が一般預金等の払戻しを行う場合に消滅するものであるときは、当該決済債務の額に相当する金額の当該一般預金等については、決済用預金とみなす。

（決済債務の弁済のための資金の貸付け）

第六十九条の三 機構は、次に掲げる者から決済債務の弁済（第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額に対

応する支払対象決済用預金又は特定決済債務につき行ふものに限る。の必要性と資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができ。

一 第七十四条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関

二 破産の宣告を受けた者（当該破産の宣告を受ける前において金融機関であつた者に限る。）

三 更生手続開始の決定を受けた破綻金融機関

四 会社更生法（平成十四年法律第 号）第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

五 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

六 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

七 商法第三百八十六條第一項（信用金庫法第六十二條、協同組合による金融事業に関する法律第六條の二第四項及び労働金庫法第六十六條において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による商法第三百八十六條第一項第十一号の管理の命令を受けた破綻金融機関

八 特別清算開始の命令を受けた者（当該命令に係る解散をする前において金融機関であつた者に限る。）

2 第六十四條第三項の規定は前項の規定によ

る決定をしたときについて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当事者とする合併等に係る」とあるのは、「に係る」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により次の各号に掲げる者に對してされた貸付けは、当該金融機関に係る破産手続、更生手続、再生手続、整理手続又は特別清算手続における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定める決定より前にされたものとみなす。

一 第一項第二号に掲げる者 当該破産宣告二 第一項第三号に掲げる破綻金融機関 当該更生手続開始の決定

三 再生手続開始の決定を受けた破綻金融機関 四 整理開始の命令を受けた破綻金融機関 五 第一項第八号に掲げる者 当該特別清算開始の命令

4 第一項の決定に基づく資金の貸付けに要すると見込まれる費用は、第六十四條第二項の適用については、同項の資金援助に要すると見込まれる費用とみなす。

5 第一項第二号又は第八号に掲げる者は、同項の貸付けに係るこの法律の適用については、金融機関とみなす。

（決済債務に係る破産法等の特例）
第六十九條の四 決済債務を負担する金融機関及び決済債権者（当該決済債務に係る債権を有し、かつ、当該金融機関に對して他の決済債務を負担する他の金融機関（当該他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得し、又は当該他の決済債務を引き受けた者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）が、相互に負担する決済債務を継続的に相殺することによりその全部又は一部を消滅させることを内容とする契約を当該金融機関に係る保

險事故が発生する前に締結している場合において、当該契約の対象となる決済債務が当該金融機関に係る支払の停止等（支払の停止又は破産、更生手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てをいう。以下この項において同じ。）より後に生じたときであつて当該金融機関に係る前条第一項（第二百二十七條において準用する場合を含む。）の規定による貸付けを行う旨の決定があつたときは、当該決済債権者は、破産法第四百四條（商法第四百三條第一項及び第四百五十六條第一項において準用する場合を含む。）、会社更生法第四十九條（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十五條第一項において準用する場合を含む。）及び民事再生法第九十三條の規定にかかわらず、その有する債権に係る当該金融機関が負担する次の各号に掲げる決済債務をその負担する当該各号に定める決済債務と相殺することができ。

一 当該支払の停止等より前に生じた決済債務 当該支払の停止等から当該支払の停止等に係る破産宣告、更生手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令（以下この号において「破産宣告等」という。）までの間に生じた当該金融機関に對して負担する決済債務（当該支払の停止等より前に生じた原因に基づくものを除く。）又は当該破産宣告等より後に生じた当該金融機関に對して負担する決済債務

二 当該支払の停止等より後に生じた決済債務 当該金融機関に對して負担する決済債務

2 民法第六百五十三條の規定は、決済債務に係る当該金融機関が締結している委任契約については、適用しない。

3 商法第三百八十六條第一項の規定による同項第一号の処分を受けた破綻金融機関に對し

前条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、当該処分にかかわらず、裁判所は、当該破綻金融機関の申立てにより、同項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。

4 特別清算開始の命令を受けた破綻金融機関に對し前条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、商法第四百二十三條第一項及び第四百三十八條第一項の規定にかかわらず、裁判所は、当該破綻金融機関の申立てにより、前条第一項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。

5 裁判所は、前二項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間（前項の場合においては、当該期間の末日は、商法第四百四十二條第一項において準用する同法第二百三十二條第一項本文の通知を行う日より前の日でなければならぬものとする。）を定めなければならない。

6 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

第七十七條第五項中「平成十四年法律第 号」を削る。

第七十七條を次のように改める。

（預金等の払戻しのための資金の貸付け）
第二百二十七條 第六十九條の三の規定は、同条第一項各号に掲げる者から支払対象預金等の払戻し（保険金計算規定により計算した保険金の額に對する支払対象預金等につき行ふものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十四條の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四條第三項の規定」とあるのは、「当該支払対象預金等に係る保険金計算規定」と読み替へるものとする。

第二百二十七条の次に次の一条を加える。
(預金等の払戻しに関する商法の特例)

第二百二十七条の二 第六十九条の四第三項から第六項までの規定は、前条において準用する第六十九条の三第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて準用する。この場合において、第六十九条の四第三項中「同項に規定する決済債務の弁済」とあるのは、「第二百二十七条において準用する同項に規定する預金等の払戻し」と、同条第四項中「前条第一項に規定する決済債務の弁済」とあるのは、「第二百二十七条において準用する前条第一項に規定する預金等の払戻し」と、同条第五項及び第六項中「弁済を行う決済債務の種類」とあるのは「払戻しを行う預金等の種類」と、「弁済の」とあるのは「払戻しの」と、「弁済をする」とあるのは「払戻しをする」と読み替えるものとする。

第二百二十八条を次のように改める。

(資産価値の減少防止のための資金の貸付け)
第二百二十八条 第六十九条の三(第三項及び第四項を除く。)の規定は、同条第一項各号に掲げる者(同項第一号に掲げる者にあつては、破産、更生手続開始若しくは再生手続開始の申立て又は整理開始若しくは特別清算開始の命令があつた後に限る。)からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り」とあるのは、「その必要の限度において」と読み替えるものとする。

第二百三十七条第六項第二号中「第五十五条の二第四項」の下に「及び第五十八条の三第一項」を加える。

第四百四十七条第二号中「第百一条第七項、第

百十八條第四項、第二百二十七條第二項及び第二百二十八條第二項」を「第六十九條の三第二項(第二百二十七條及び第二百二十八條において準用する場合を含む。)、第百一条第七項及び第百十八條第四項」に改める。

第百五十條第一項中第四號を第五號とし、第三號を第四號とし、第二號を第三號とし、第一號の次に次の第一號を加える。

二 第五十八條の三第二項の規定による命令に違反したとき。

附則第六條の二の三を附則第六條の二の四とし、附則第六條の二の二の次に次の一条を加える。

(決済用預金に関する特例)

第六條の二の三 特定預金(附則第六條の二第一項第一号に規定する特定預金をいう。)であつて決済用預金に該当しないものについては、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間、決済用預金とみなす。この場合における第五十四條の二第一項の規定の適用については、同項中「元本の額(その額)とあるのは、元本の額及び利息等の額の合算額(その合算額)とする。」
(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五百九条」を「第五百九条の二」に改める。

第四百二条の見出しを「決済債務の弁済等の許可」に改め、同条第一項中「預金保険法第六十九條の三第一項の規定」を「預金保険法第六十九條の三第一項(同法第六十七條において準用する場合を含む。)」の規定に、「預金保険法第六十七條第一項に規定する預金等の払戻し」を「預金保険法第六十九條の三第一項に規定する決済債務の弁済又は同法第六十七條において準用する同項に規定する預金等の払戻し」に改める。

し」に改め、同条第二項中「同時に、」の下に「弁済を行う決済債務の種類又は」を加え、「払戻しの限度額及び払戻し」を「弁済又は払戻し(以下この条、第四百七十三條及び第五百九條の二において「弁済等」という。))の限度額及び弁済等」に改め、同条第三項中「払戻しを行う預金等の種類、払戻しの限度額及び払戻し」を「弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種類、弁済等の限度額及び弁済等」に改める。

第四百七十三條の見出しを「決済債務の弁済等の許可」に改め、同条第一項中「預金保険法第六十七條第一項の規定」を「預金保険法第六十九條の三第一項(同法第六十七條において準用する場合を含む。)」の規定に、「預金保険法第六十七條第一項に規定する預金等の払戻し」を「預金保険法第六十九條の三第一項に規定する決済債務の弁済又は同法第六十七條において準用する同項に規定する預金等の払戻し」に改め、同条第二項及び第三項中「払戻しを行う預金等の種類、払戻しの限度額及び払戻し」を「弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種類、弁済等の限度額及び弁済等」に改める。

第六章第三節中第五百九條の次に次の一条を加える。

(決済債務の弁済等の許可)

第五百九條の二 破産の宣告を受けた金融機関に対し預金保険法第六十九條の三第一項(同法第六十七條において準用する場合を含む。))の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、破産法第六十六條の規定にかかわらず、裁判所は、破産管財人の申立てにより、預金保険法第六十九條の三第一項に規定する決済債務の弁済又は同法第六十七條において準用する同項に規定する預金等の払戻しを許可することができる。

2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の

種類、弁済等の限度額及び弁済等をする期間(当該期間の末日は、裁判所の定めた債権届出の期間の末日より前の日でなければならぬものとする。))を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種類、弁済等の限度額及び弁済等をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 金融機関(この法律による改正後の預金保険法(以下「新預金保険法」という。))第二条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。が、新預金保険法第五十條の規定により平成十五年四月一日に開始する営業年度(同条第一項に規定する営業年度をいう。以下同じ。))に納付する次の各号に掲げる保険料の額は、新預金保険法第五十一條第一項及び第五十一條の二第一項の規定(次条及び附則第四条において「保険料計算規定」という。))にかかわらず、各金融機関につき、当該各号に定める金額とする。

一 一般預金等(新預金保険法第五十一條第一項に規定する一般預金等をいい、新預金保険法第六十九條の二第二項の規定により決済用預金とみなされるもの及び新預金保険法附則第六條の二の三の規定により決済用預金とみなされる特定預金に該当するものを除く。次条第一号において同じ。))に係る保険料 平成十五年三月三十一日に終了する営業年度の各日におけるその他預金等(新預金保険法附則第六條の二第二項第二号に規定するその他預金等をいう。))の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、保険料率(新預金保険法第五十一條

第一項に規定する保険料率をいう。次条第一号及び附則第四条第一号において同じ。）を乗じて得た金額

二 決済用預金（新預金保険法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされる一般預金等及び新預金保険法附則第六条の二の三の規定により決済用預金とみなされる特定預金を含む。次条第二号において同じ。）に係る保険料（新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金に係る保険料とみなされる特定決済債務に係る保険料を含む。次条第二号及び附則第四条第二号において同じ。） 平成十五年三月三十一日に終了する営業年度の各日における特定預金（新預金保険法附則第六条の二第一項に規定する特定預金をいう。）の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、新預金保険法第五十一条の二第二項に規定する率を乗じて得た金額

イ 平成十六年三月三十一日に終了する営業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額

ロ 平成十六年三月三十一日に終了する営業年度の各日における特定決済債務の額の合計額を平均した額に準ずる額として政令で定めるところにより計算した額

第四条 一般預金等（新預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされるものを除く。第一号において同じ。）のうち政令で定めるもの（第一号において「要調整一般預金等」という。） 決済用預金（新預金保険法第五十一条の二第二項に規定する決済用預金をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされる一般預金等を含む。第二号において同じ。）のうち政令で定めるもの（第二号において「要調整決済用預金」という。）及び特定決済債務について各日においてその額を計算することが困難なものとして内閣総理大臣の承認を受けた金融機関が、新預金保険法第五十条の規定により平成十七年四月一日に開始する営業年度からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日の属する営業年度までの間の営業年度に納付する次の各号に掲げる保険料の額は、保険料計算規定にかかわらず、各金融機関につき、当該各号に定める金額とする。

一 一般預金等に係る保険料 平成十六年三月三十一日に終了する営業年度の各日における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、保険料率を乗じて得た金額

二 決済用預金に係る保険料 次に掲げる金額

イ 当該営業年度の直前の営業年度の各日に

おける要調整一般預金等以外の一般預金等の額の合計額を平均した額

ロ 当該営業年度の直前の営業年度の各日における要調整一般預金等の額の合計額を平均した額に準ずる額として政令で定めるところにより計算した額

二 決済用預金に係る保険料 次に掲げる金額を合算した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、新預金保険法第五十一条の二第二項に規定する率を乗じて得た金額

イ 当該営業年度の直前の営業年度の各日における要調整決済用預金以外の決済用預金の額の合計額を平均した額

ロ 当該営業年度の直前の営業年度の各日における要調整決済用預金及び特定決済債務の額の合計額を平均した額に準ずる額として政令で定めるところにより計算した額

第五条 前三条の営業年度の各日は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第一項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号））

第七條 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六條第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する休日を含まないものとする。

第六条 新預金保険法第五十四条から第五十四条の三まで及び第六十九条の二の規定は、施行日以後に発生する保険事故（新預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る保険金の計算について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金の計算については、なお従前の例による。

第七條 新預金保険法附則第六条の二の三の規定により決済用預金とみなされる特定預金に係る平成十七年三月三十一日までに発生した保険事故に係る保険金の額については、当該特定預金は、平成十七年四月一日以後も決済用預金とみなす。この場合における新預金保険法第五十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「元本の額（その額）」とあるのは、「元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額）」とする。（権限の委任）

第八条 内閣総理大臣は、附則第三条及び第四条の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。（罰則の適用に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第二条から第七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

我が国経済において金融機関の行う資金決済が果たす役割の重要性にかんがみ、我が国の金融の機能の一層の安定化を図るため、破綻金融機関に係る資金決済の確保に関し資金決済に関する預金者その他の債権者の保護その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 経営基盤強化計画（第三条―第十一条）

第三章 経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関等に係る特別措置

第一節 根拠当権の譲渡に係る特例（第十二

条・第十三条

第二節 優先出資の発行の特例(第十四条)
第三節 信用金庫等の持分に係る特例(第十五条・第十六条)

第四章 組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

第一節 協同組織中央金融機関の業務の特例等(第十七条)

第二節 預金保険機構の業務の特例等(第十八条・第三十五条)

第五章 その他の組織再編成の促進のための特別措置

第一節 預金保険等の保険金の額の特例(第三十六条・第三十七条)

第二節 合併等における総会手続等の特例(第三十八条・第五十三条)

第三節 合併等における債権者の異議の手続の特例(第五十四条・第六十二条)

第六章 雑則(第六十三条・第七十条)
第七章 罰則(第七十一条・第七十三条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤の更なる強化を図るため、当分の間、金融機関等の組織再編成を促進するための特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営を期し、もって我が国の金融システムの強化と我が国経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行(以下「銀行」という。)
- 二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行(以下「長期信用銀行」という。)

下「長期信用銀行」という。)

三 信用金庫
四 信用協同組合
五 労働金庫
六 信用金庫連合会
七 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行う協同組合連合会(以下「信用協同組合連合会」という。)

八 労働金庫連合会
九 農林中央金庫
十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合連合会(以下「農業協同組合連合会」という。)

十一 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会(以下「漁業協同組合連合会」という。)

十二 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会(以下「水産加工業協同組合連合会」という。)

十三 銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社(以下「銀行持株会社」という。)

十四 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信用銀行持株会社」という。)

2 この法律において「経営基盤強化」とは、金融機関等が第一号及び第二号の行為により、収益性の相当程度の向上を図ることをいう。

一 次に掲げる行為(以下「組織再編成」という。)

イ 株式交換(各当事者が金融機関等である場合に限定。)

ロ 株式移転(株式移転により設立される商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百六十四条第一項に規定する完全親会社が金融機関等である場合に限定。)

ハ 合併(各当事者が金融機関等である場合に限定。)

ニ 会社の分割(分割により営業の全部又は一部を承継する会社が金融機関等(新たに設立されるものを含む。)である場合に限定。)

ホ 会社の分割による営業の承継(分割を行う会社が金融機関等である場合に限定。)

ヘ 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(各当事者が金融機関等である場合に限定。)

ト 他の金融機関等への株式の移転又は発行(当該移転又は発行により当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限定するものとし、イ、ロ及びホに掲げる場合を除く。)

チ 他の金融機関等からの移転又は発行による株式の取得(当該取得により当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限定するものとし、イ及びロに掲げる場合を除く。)

二 次に掲げるいずれかの方針(以下「改革方針」という。)

一 策定(銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社にあつては、その子会社等(銀行法第五十二条の二十五(長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。))に規定する子会社等をいい、銀行又は長期信用銀行に限る。以下「子会社等」という。)

イ 収益性の高い分野への特化又は参入

ロ 業務の合理化又は業務の提供方法の改善

ハ 業務のための必要度が低い資産又は収益性の低い資産の処分

3 この法律において「組織再編成金融機関等」とは、組織再編成に係る金融機関等で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金融機関等をいう。

一 株式交換 株式交換により商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社となる金融機関等

二 株式移転 株式移転により設立される金融機関等

三 合併 合併後存続する金融機関等又は合併により設立される金融機関等

四 会社の分割 分割により営業の一部を承継させる金融機関等

五 会社の分割による営業の承継 分割により設立され、又は営業の全部若しくは一部を承継する金融機関等

六 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 営業若しくは事業の一部を譲り渡す金融機関等又は営業若しくは事業の全部若しくは一部を譲り受ける金融機関等

七 他の金融機関等からの移転又は発行による株式の取得 株式の取得を行う金融機関等

4 この法律において「優先株式等」とは、優先株式(その発行の時に議決権行使することができる事項のない株式であつて、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下同じ。)、劣後特約付社債(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。以下同じ。)

5 この法律において「劣後特約付金銭消費貸借」とは、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。

6 この法律において「総会」とは、第一項第三号から第十二号までに掲げる金融機関等の通常

総会又は臨時総会（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十条第一項、中小企業等協同組合法第五十五条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十五条第一項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十一条第一項、農業協同組合法第四十八条第一項又は水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは同法第百条第三項において準用する同法第五十二条第一項の総代会を含む。）をいう。

7 この法律において「協同組織中央金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 全国を地区とする信用金庫連合会
 - 二 全国を地区とする信用協同組合連合会
 - 三 全国を地区とする労働金庫連合会
- 8 この法律において「協同組織金融機関」とは、第一項第三号から第八号までに掲げる金融機関等（協同組織中央金融機関を除く。）をいう。

第二章 経営基盤強化計画

（経営基盤強化計画の認定の申請）

第三条 金融機関等は、経営基盤強化に関する計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

（経営基盤強化計画の記載事項）

第四条 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 経営基盤強化計画の実施期間（五年を超えないものに限る。）
 - 二 経営基盤強化による収益性の向上の程度
 - 三 組織再編成の内容及びその実施時期
 - 四 改革方針の内容
 - 五 経営基盤強化に伴う労務に関する事項
 - 六 その他主務省令で定める事項
- （経営基盤強化計画の認定）
- 第五条 主務大臣は、第三条の認定の申請があつた場合において、その経営基盤強化計画が次の各号（組織再編成の当事者である金融機関等が

連名で経営基盤強化計画を提出している場合にあつては、第六号を除く。）のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 経営基盤強化計画の実施により、当該経営基盤強化計画を提出する金融機関等（当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）の業務の効率の向上が図られ、その収益性が相当程度向上すること。

二 経営基盤強化計画が円滑かつ確実に実施されること。

三 経営基盤強化計画の実施により、当該経営基盤強化計画を提出する金融機関等（当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

四 経営基盤強化計画を提出する金融機関等が銀行法第十四条の二その他これに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するものであること。

五 経営基盤強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないこと。

六 経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から経営基盤強化計画が提出されており、前各号のいずれにも適合するものであること。

（優先株式等の引受け等を求める経営基盤強化計画の認定）

第六条 金融機関等は、第三条の認定を受ける場合に、その経営基盤強化計画において、組織再編成金融機関等の自己資本の充実のため預金保険機構（以下「機構」という。）による優先株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け（以下「優先株式等の引受け等」という。）を求めること（以下この条において「金

融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合」という。）は、機構を通じて、その認定を求めなければならない。

2 金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合においては、経営基盤強化計画には、第四各号に掲げる事項のほか、優先株式等の引受け等を求める額及びその内容その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合において、第三条の認定をしようとするときは、主務大臣は、機構の意見を聴かなければならない。

4 金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合においては、主務大臣は、前条の規定にかかわらず、その経営基盤強化計画が同条各号に掲げる要件のいずれにも適合し、かつ、優先株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の見込みに照らし組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣及び財務大臣が定めて公表する基準に適合するものであると認めるときには、財務大臣の同意を得て、その認定をするものとする。

5 金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合において、第三条の認定をしたときは、主務大臣は、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

（認定を受けた経営基盤強化計画の変更）

第七条 第三条の認定を受けた経営基盤強化計画を提出した金融機関等（当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）は、当該認定を受けた経営基盤強化計画を変更しようとするとき（第四項において「金融機関等がその経営基盤強化計画を変更しようとする場合」という。）は、主務省令で定めるところにより、変更後の経営基盤強化計画を主務大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

当該変更後の経営基盤強化計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する場合において、経営基盤強化計画の変更が機構による優先株式等の引受け等を求める額の変更に係るものであるときは、当該優先株式等の引受け等が行われるときまでに、その認定を受けなければならない。

3 主務大臣は、第一号及び第二号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、第一項の認定を行うことができる。ただし、経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含むものである場合には、第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときに限り、財務大臣の同意を得て、同項の認定を行うことができる。

一 変更後の経営基盤強化計画が第五条第一号から第五号までに掲げる要件のいずれにも適合するものであること。

二 変更を行うことについて予見し難い経済環境の変化その他のやむを得ない事情があること。

三 優先株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の見込みに照らし組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣及び財務大臣が定めて公表する基準に適合するものであること。

4 前項ただし書に規定する場合において、金融機関等がその経営基盤強化計画を変更しようとする場合における第一項の認定については、前条第一項、第三項及び第五項の規定を準用する。

（認定経営基盤強化計画の公表）

第八条 主務大臣は、第三条又は前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る経営基盤強化計画（以下「認定経営基盤強化計画」という。）を公表するものとする。ただし、当該認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等（当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む

む。又はその子会社等が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関等又はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

(認定経営基盤強化計画の履行を確保するための監督上の措置)

第九条 認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等(当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立された金融機関等がある場合には、新たに設立された金融機関等を含む。)は、当該認定経営基盤強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。

2 前条の規定は、主務大臣が前項の報告を受けた場合に準用する。

第十条 主務大臣は、認定経営基盤強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該認定経営基盤強化計画の履行を確保するため、当該認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等(当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立された金融機関等がある場合には、新たに設立された金融機関等を含む。)に対し、当該認定経営基盤強化計画の履行状況に参考となるべき報告又は資料の提出、当該認定経営基盤強化計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

(認定経営基盤強化計画の実施期間が終了した後の措置)

第十一条 認定経営基盤強化計画(機構による優先株式等の引受け等が行われる場合に限る。)の実施期間が終了した場合には、協定銀行(第十八条第一項に規定する協定銀行をいう。第五項において同じ。)が協定(同条第一項に規定する協定をいう。第五項において同じ。)の定めにより取得した優先株式等(当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、当該優先株式

式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を、当該優先株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資を含む。以下この条、第十八条及び第十九条において同じ。)又は貸付債権の全部につき処分をし、又は利益をもつてするその消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、主務大臣は、当該認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等(当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立された金融機関等がある場合にあっては、新たに設立された金融機関等を含む。)に対し、主務省令で定めるところにより、経営計画を作成し、提出することを求めることができる。

2 経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営計画の期間(五年を超えないものに限る。)

二 経営計画の期間中の収益見通し

三 前号の見通しを達成するための経営計画の期間中の業務の運営方針

四 その他主務省令で定める事項

3 第一項の規定は、経営計画の期間が終了した場合に準用する。

4 第八条の規定は主務大臣が第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により経営計画の提出を受けた場合について、第九条の規定は経営計画の履行状況について、それぞれ準用する。

5 主務大臣は、協定銀行が協定の定めにより取得した優先株式等又は貸付債権の全部につき処分をし、又は利益をもつてするその消却、償還

若しくは返済を受けるまでの間、当該優先株式等又は貸付債権に係る経営計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営計画の履行を確保するため、当該経営計画を提出した金融機関等に対し、当該経営計画の履行状況に参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

第三章 経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関等に係る特別措置

第一節 根拠当権の譲渡に係る特別措置

(根拠当権の譲渡に係る特別措置)

第十二条 金融機関等(以下この項において「譲渡金融機関等」という。)がその認定経営基盤強化計画に従い他の金融機関等(以下この条において「譲受金融機関等」という。)に対する営業又は事業の全部又は一部の譲渡により譲受金融機関等に対し元本の確定前に根拠当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、譲渡金融機関等及び譲受金融機関等は、次に掲げる事項について異議のある根拠当権設定者は譲渡金融機関等に対し一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一 譲渡金融機関等から譲受金融機関等に当該根拠当権が譲渡されること及びその期日

二 当該根拠当権の譲渡の後においても当該根拠当権が当該債権を担保すべきものとすること。

2 前項の期間は、二週間を下つてはならない。

3 第一項の公告又は催告に係る根拠当権設定者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根拠当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根拠当権設定者と同項の公告又は催告に係る譲受金融機関等の合意が、それぞれあつたものとみなす。

4 根拠当権設定者が第一項各号に掲げる事項の

一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

(根拠当権移転登記等の申請手続の特例)

第十三条 前条第三項の場合における根拠当権の移転の登記の申請書には、公告又は催告をしたこと及び根拠当権設定者が同条第一項の期間内に異議を述べなかつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 前条第三項の場合における根拠当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根拠当権の変更の登記は、申請書に前項に規定する書面を添付したときは、根拠当権者のみで申請することができる。

第二節 優先出資の発行の特例

第十四条 金融機関等(第二条第一項第三号から第十二号までに掲げる金融機関等に限る。以下この条において同じ。)がその認定経営基盤強化計画に従い実施期間内に優先出資を発行する場合における優先出資法第三条第二項の規定の適用については、同項中「総口数の二分の一」とあるのは、「総口数」とする。

2 認定経営基盤強化計画の実施期間が終了した場合において、金融機関等が前項の規定に基づき普通出資(優先出資法第二条第五項に規定する普通出資をいう。)の総口数の二分の一を超える優先出資を発行しているときは、当該超えている優先出資の口数をないものとみなして優先出資法第三条第二項の規定を適用する。

第三節 信用金庫等の持分の特例

(信用金庫等の持分の特例)

第十五条 信用金庫又は信用金庫連合会(以下「信用金庫等」という。)がその認定経営基盤強化計画に従い他の信用金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する信用金庫等は、第八条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員及び合併により消滅した信用金庫等の会員から信用金庫法第

十六条第一項の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

2 前項の持分は、当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等がその会員から合併の議決を行う総会に先立って書面をもって当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から二十日以内に書面をもって譲受けの請求を受けたものに限り。

3 信用金庫等が第三十八条第一項の規定により信用金庫法第五十八条第一項の規定による総会の議決を経ないで合併を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「合併の議決を行う総会に先立って」とあるのは、「第三十八条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは、「当該期間の満了の日から」とする。

4 認定経営基盤強化計画に従い合併により設立された信用金庫等は、当該認定経営基盤強化計画の実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、合併により消滅した信用金庫等がその会員から信用金庫法第十六条第一項の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

5 前項の持分は、合併により消滅した信用金庫等がその会員から合併の議決を行う総会に先立って書面をもって当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から二十日以内に書面をもって譲受けの請求を受けたものに限り。

6 信用金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い営業又は事業の全部の譲受けを行う場合において、当該信用金庫等は、第八条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員から信用金庫法第十六条第一項の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

7 前項の持分は、当該信用金庫等がその会員から

ら営業又は事業の全部の譲受けの議決を行う総会に先立って書面をもって当該営業又は事業の全部の譲受けに反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から二十日以内に書面をもって譲受けの請求を受けたものに限り。

8 信用金庫等が第四十七条第一項の規定により信用金庫法第五十八条第二項の規定による総会の議決を経ないで営業又は事業の全部の譲受けを行う場合における前項の規定の適用については、同項中「営業又は事業の全部の譲受けの議決を行う総会に先立って」とあるのは、「第四十七条第二項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは、「当該期間の満了の日から」とする。

9 第一項、第四項及び第六項の議決については、総会員（総代会にあつては、総代）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

10 第一項、第四項及び第六項の規定による持分の消却については、信用金庫法第五十一条及び第五十二条の規定を準用する。

11 優先出資を発行している信用金庫等は、優先出資法第三十九条第三項の規定にかかわらず、第一項、第四項又は第六項の規定による持分の消却を資本の減少により行うことができる。

（労働金庫等の持分の消却）

第十六条 労働金庫又は労働金庫連合会（以下「労働金庫等」という。）がその認定経営基盤強化計画に従い他の労働金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する労働金庫等は、第八条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員及び合併により消滅した労働金庫等の会員から労働金庫法第十六条の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

2 前項の持分は、当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等がその会員から合併の議決を行う総

会に先立って書面をもって当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から二十日以内に書面をもって譲受けの請求を受けたものに限り。

3 労働金庫等が第四十条第一項の規定により労働金庫法第六十二条第一項の規定による総会の議決を経ないで合併を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「合併の議決を行う総会に先立って」とあるのは、「第四十条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは、「当該期間の満了の日から」とする。

4 認定経営基盤強化計画に従い合併により設立された労働金庫等は、当該認定経営基盤強化計画の実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、合併により消滅した労働金庫等がその会員から労働金庫法第十六条の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

5 前項の持分は、合併により消滅した労働金庫等がその会員から合併の議決を行う総会に先立って書面をもって当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から二十日以内に書面をもって譲受けの請求を受けたものに限り。

6 労働金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い事業の全部の譲受けを行う場合において、当該労働金庫等は、第八条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員から労働金庫法第十六条の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

7 前項の持分は、当該労働金庫等がその会員から事業の全部の譲受けの議決を行う総会に先立って書面をもって当該事業の全部の譲受けに反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から二十日以内に書面をもって譲受けの請求を

受けたものに限り。

8 労働金庫等が第四十九条第一項の規定により労働金庫法第六十二条第二項の規定による総会の議決を経ないで事業の全部の譲受けを行う場合における前項の規定の適用については、同項中「事業の全部の譲受けの議決を行う総会に先立って」とあるのは、「第四十九条第二項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは、「当該期間の満了の日から」とする。

9 第一項、第四項及び第六項の議決については、総会員（労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員（以下「個人会員」という。）を除く。）（総代会にあつては、総代）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

10 第一項、第四項及び第六項の規定による持分の消却については、労働金庫法第五十六条及び第五十七条の規定を準用する。

11 優先出資を発行している労働金庫等は、優先出資法第三十九条第三項の規定にかかわらず、第一項、第四項又は第六項の規定による持分の消却を資本の減少により行うことができる。

第四章 組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

第一節 協同組織中央金融機関の業務の特例等

第十七条 協同組織中央金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、協同組織金融機関（当該協同組織中央金融機関の会員であるものに限り。次項及び第二十一条において同じ。）に対し、当該協同組織金融機関が経営基盤強化を実施するために必要な指導を行うことができる。

2 協同組織中央金融機関は、協同組織金融機関が前項の指導に基づき実施する経営基盤強化のために優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うときは、当該協同組織金融機関に対し、経営基盤強化計画

の提出を求めなければならない。

3 前項の経営基盤強化計画は、第四条各号に掲げる事項のほか、優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの額及び内容を含むものでなければならない。

第二節 預金保険機構の業務の特例等
(預金保険機構の業務の特例)

第十八条 機構は、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、同法附則第七條第一項第一号に規定する協定銀行(以下「協定銀行」という。)と、経営基盤強化に係る金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定(以下「協定」という。)を締結し、及び当該協定を実施するための次の業務を行うことができる。

一 協定銀行に対し、第二十七條第一項の規定による貸付け又は債務の保証を行うこと。
二 協定銀行に対し、第二十八條の規定による損失の補てんを行うこと。

三 第二十九條第二項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
2 前項に規定する「経営基盤強化に係る金融機関等の自己資本充実のための業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 認定経営基盤強化計画に従い組織再編成金融機関等が発行する優先株式等の引受けを行うこと。
二 認定経営基盤強化計画に従い組織再編成金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。

三 第二十一條第四項の規定による決定に基づき、協同組織中央金融機関が前条第二項の経営基盤強化計画に従い取得した優先出資(当該優先出資について分割された優先出資を含む。)又は貸付債権(以下この号において「取得優先出資等」という。)のみを信託する信託の受益権又は資産の流動化に関する法律

(平成十年法律第五号)第二条第五項に規定する優先出資若しくは同条第七項に規定する特定社債(取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産(同条第一項に規定する特定資産をいう。))として定める資産流動化計画(同条第四項に規定する資産流動化計画をいう。)に従い発行されるものに限る。)であつて政令で定めるもの(以下「信託受益権等」という。)の買取りを行うこと。

四 第一号の規定による引受けにより取得した優先株式等の譲渡その他の処分を行うこと。

五 第二号の規定による貸付けにより取得した貸付債権の譲渡その他の処分を行うこと。

六 第三号の規定による買取りにより取得した信託受益権等の譲渡その他の処分を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
(協定)

第十九條 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、認定経営基盤強化計画に従い優先株式等の引受け等を行うこと。

二 協定銀行は、第二十一條第四項の規定による決定に基づく信託受益権等の買取りを行うこと。

三 協定銀行は、第二十七條第一項の規定による債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、機構に対し、当該締結をしようとする契約の内容についての承認を申請し、その承認を受けること。

四 協定銀行は、第一号の規定による優先株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

五 協定銀行は、第二号の規定による信託受益権等の買取りを行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

六 協定銀行は、取得した優先株式等、貸付債

権又は信託受益権等について、できる限り早期に譲渡その他の処分を行うよう努めること。

七 協定銀行は、取得した優先株式等、貸付債権又は信託受益権等について譲渡その他の処分を行おうとするときは、機構に対し、当該処分を行うことについての承認を申請し、その承認を受けること。

八 協定銀行は、前号の規定による承認を受け同号の処分を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

九 協定銀行は、協定の定めによる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

2 機構は、協定を締結したときは、直ちに、その協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(協定銀行への機構からの通知等)

第二十條 機構は、第六條第五項(第七條第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、その旨を協定銀行に通知しなければならない。

2 機構は、協定銀行から前条第一項第四号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(信託受益権等の買取りの決定)

第二十一條 機構は、協同組織中央金融機関から平成二十年三月三十一日までに信託受益権等の買取りの申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該申込みに係る信託受益権等の買取りを行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 協同組織中央金融機関が前項の申込みを行う場合には、当該協同組織中央金融機関は、当該信託受益権等に係る協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る優先出資の発行者又は貸付債権の債務者である協同組織金融機関をいう。以下この条、次条及び第二十五條において同じ。)の経営基盤強化の実施についての指導に関する

計画(以下「経営基盤強化指導計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、機構を通じて、提出しなければならない。

3 経営基盤強化指導計画は、次の事項を含むものでなければならない。

一 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関が経営基盤強化を実施するために協同組織中央金融機関が行う指導の実施期間及び指導の内容

二 協同組織中央金融機関が第十七條第二項の規定により当該信託受益権等に係る協同組織金融機関から提出を受けた経営基盤強化計画の内容

三 その他主務省令で定める事項

4 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、財務大臣の同意を得て、第一項の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。

一 協同組織中央金融機関が第十七條第二項の規定により当該信託受益権等に係る協同組織金融機関から提出を受けた経営基盤強化計画が第五條第一号、第三号、第四号及び第五号の要件のいずれにも適合するものであること。

二 経営基盤強化指導計画の履行を通じて、当該信託受益権等に係る協同組織金融機関によりその経営基盤強化計画が円滑かつ確実に実施されること。

三 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関の優先出資又は貸付債権の取得が当該信託受益権等に係る協同組織金融機関の組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣及び財務大臣が定めて公表する基準に適合して行われたものであること。

四 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関の組織再編成が他の協同組織金融機関への事業の一部の譲渡又は他の協同組織金融機関か

らの事業の一部の譲受けであった場合にあっては、当該他の協同組織金融機関が第五号第四号の区分に該当していたものであること。

5 第六条第三項及び第五項の規定は、主務大臣が前項の決定を行う場合に準用する。

6 前条第一項の規定は機構が前項において準用する第六条第五項の規定による通知を受けた場合について、前条第二項の規定は機構が第十九条第一項第五号の規定による報告を受けた場合について、それぞれ準用する。

(経営基盤強化指導計画の公表)

第二十二條 主務大臣が前条第四項の決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、同条第二項の規定により提出を受けた経営基盤強化指導計画を公表するものとする。ただし、協定銀行が取得する信託受益権等に係る経営基盤強化指導計画を提出した協同組織中央金融機関又は当該信託受益権等に係る協同組織金融機関(以下この条において「協同組織中央金融機関等」という。)が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該協同組織中央金融機関等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該協同組織中央金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

(経営基盤強化指導計画の履行を確保するための監督上の措置)

第二十三條 協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につき処分をし、又はその消却若しくは償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る経営基盤強化指導計画を提出した協同組織中央金融機関は、当該経営基盤強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。

2 前条の規定は、主務大臣が前項の報告を受けた場合に準用する。

第二十四條 主務大臣は、協定銀行が協定の定め

により取得した信託受益権等の全部につき処分をし、又はその消却若しくは償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る経営基盤強化指導計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営基盤強化指導計画の履行を確保するため、当該経営基盤強化指導計画を提出した協同組織中央金融機関に対し、当該経営基盤強化指導計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営基盤強化指導計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

(経営基盤強化指導計画の実施期間が終了した後の措置)

第二十五條 経営基盤強化指導計画の実施期間が終了した場合において、協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につき処分をし、又はその消却若しくは償還を受けていない場合には、主務大臣は、当該経営基盤強化指導計画を提出した協同組織中央金融機関に対し、主務省令で定めるところにより、当該信託受益権等に係る協同組織金融機関に対する経営指導計画を作成し、提出することを求めることができる。

2 経営指導計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 経営指導計画の期間(五年を超えないものに限る。)
 - 二 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関に対する指導の内容
 - 三 その他主務省令で定める事項
- 3 第一項の規定は、経営指導計画の期間が終了した場合に準用する。
- 4 第二十二條の規定は主務大臣が第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により経営指導計画の提出を受けた場合について、第二十三條の規定は経営指導計画の履行状況について、前条の規定は経営指導計画について、それぞれ準用する。
- (優先株式等の処分)

第二十六條 機構は、第十九条第一項第七号に規定する処分に係る同号の申請の承認をするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

2 機構は、第十九条第一項第八号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(資金の貸付け及び債務の保証)

第二十七條 機構は、協定銀行から協定の定めによる優先株式等の引受け等又は信託受益権等の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(損失の補てん)

第二十八條 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

(利益の納付及び収納)

第二十九條 機構は、協定において、協定銀行に協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、毎事業年度、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すべき旨を定めなければならない。

2 機構は、前項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭を収納することができる。

(報告の徴求)

第三十條 機構は、第十八条第一項の規定による業務(以下「金融機関等経営基盤強化業務」という。)を行うため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

(区分経理)

第三十一條 機構は、金融機関等経営基盤強化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「金融機関等経営基盤強化勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(借入金及び預金保険機構債券)

第三十二條 機構は、金融機関等経営基盤強化業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関等その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は預金保険機構債券(以下この条及び次条において「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。)をすることができる。

2 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三條第一項の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四條第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二條第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

(政府保証)

第三十三條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第

一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができ。

(金融機関等経営基盤強化勘定の廃止)
第三十四条 機構は、金融機関等経営基盤強化業務の終了の日として政令で定める日において、金融機関等経営基盤強化勘定を廃止するものとする。

2 機構は、金融機関等経営基盤強化勘定の廃止の際、金融機関等経営基盤強化勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

(内閣府令・財務省令への委任)
第三十五条 この節に定めるもののほか、機構の金融機関等経営基盤強化業務の実施に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第五章 その他の組織再編成の促進のための特別措置

第一節 預金保険等の保険金の額の特例
(預金保険法の特例)

第三十六条 保険事故(預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。)が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の金融機関等(第二条第一項第一号から第八号までに掲げる金融機関等をいう。以下この条において同じ。)と合併し、又は他の金融機関等から営業若しくは事業の全部を譲り受けた金融機関等に係る保険金の額については、同法第五十四条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は営業若しくは事業の全部の譲渡を行った金融機関の数に応じて政令で定める金額」とする。

(農水産業協同組合貯金保険法の特例)

第三十七条 保険事故(農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号。以下この条において「貯金保険法」という。))第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。以下この条において同じ。)が発生した日前一年以内に農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成

八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。))第八条の規定に基づき再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会(以下「信用農水産業協同組合連合会」という。))と合併し、又は再編強化法第二十四条第二項の規定に基づき再編強化法第二条第一項に規定する特定農水産業協同組合等(以下「特定農水産業協同組合等」という。))から再編強化法第二条第三項に規定する信用事業の全部を譲り受けた場合における農林中央金庫に係る保険金の額についての貯金保険法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額」とする。

2 保険事故が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の農業協同組合連合会と合併し、又は農業協同組合法第五十条の第二項の規定に基づき同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合(以下「農業協同組合」という。))若しくは他の農業協同組合連合会から同項第二号及び第三号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第六項から第九項までの事業の全部を譲り受けた農業協同組合連合会に係る保険金の額についての貯金保険法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額」とする。

3 保険事故が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の漁業協同組合連合会と合併し、又は水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の第二項の規定に基づき同法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合(以下「漁業協同組合」という。))から同項第三号及び第四号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第三項から第五項までの事業

の全部を譲り受け、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の第二項の規定に基づき他の漁業協同組合連合会から同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第四項から第六項までの事業の全部を譲り受け、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の第二項の規定に基づき同法第九十九条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合(以下「水産加工業協同組合」という。))から同項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第二項から第四項までの事業の全部を譲り受け、若しくは同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の第二項の規定に基づき水産加工業協同組合連合会から同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第三項から第五項までの事業の全部を譲り受けた漁業協同組合連合会に係る保険金の額についての貯金保険法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額」とする。

4 保険事故が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の水産加工業協同組合連合会と合併し、又は水産業協同組合法第百条第三項において準用する同法第五十四条の第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一条第一項第三号及び第四号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第三項から第五項までの事業の全部を譲り受け、同法第百条第三項において準用する同法第五十四条の第二項の規定に基づき漁業協同組合連合会から同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第四項から第六項までの事業の全部を譲り受け、同法第百条第三項において準用する

同法第五十四条の第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第二項から第四項までの事業の全部を譲り受け、若しくは他の水産加工業協同組合連合会から同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第三項から第五項までの事業の全部を譲り受けた水産加工業協同組合連合会に係る保険金の額についての貯金保険法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額」とする。

第二節 合併等における総会手続の特例

(信用金庫等の合併における総会手続の特例)
第三十八条 合併により消滅する信用金庫等の総会員の数が合併後存続する信用金庫等(以下「存続信用金庫等」という。))の総会員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する信用金庫等の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続信用金庫等の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続信用金庫等の合併については、信用金庫法第五十八条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う存続信用金庫等は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

3 存続信用金庫等が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合については、商法第四百三十三条ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは「信用金庫法(昭

和四十八年法律第五十三号。以下「貯金保険法」という。))第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。以下この条において同じ。)が発生した日前一年以内に農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成

和二十六年法律第二百三十八号)第五十八条第一項ノ議決」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替へるものとする。

4 存続信用金庫等が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における信用金庫法第五十八条第五項において準用する同法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

5 存続信用金庫等の総会員の六分の一以上の会員が第三項において準用する商法第四百十三条ノ第三項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該存続信用金庫等に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

(信用協同組合等の合併における総会手続の特例)

第三十九条 合併により消滅する信用協同組合又は信用協同組合連合会(以下「信用協同組合等」という。)の総組合員又は総会員(以下この条及び第四十八条第三項において「総組合員等」という。)の数が合併後存続する信用協同組合等(以下「存続信用協同組合等」という。)の総組合員等の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する信用協同組合等の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続信用協同組合等の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続信用協同組合等の合併については、中小企業等協同組合法第六十三条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う存続信用協同組合等は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならぬ。

3 存続信用協同組合等が第一項の規定により総

会の議決を経ないで合併を行う場合については、商法第四百十三条ノ第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは、「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは、「中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第六十三条第一項ノ議決」と、「株主」とあるのは「組合員若ハ会員」と読み替へるものとする。

4 存続信用協同組合等が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における中小企業等協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第一項の規定の適用については、同項中「出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

5 存続信用協同組合等の総組合員等の六分の一以上の組合員又は会員が第三項において準用する商法第四百十三条ノ第三項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該存続信用協同組合等に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

(労働金庫等の合併における総会手続の特例)

第四十条 合併により消滅する労働金庫等の総会員(個人会員を除く。以下この項及び第五項において同じ。)の数が合併後存続する労働金庫等(以下「存続労働金庫等」という。)の総会員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する労働金庫等の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続労働金庫等の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続労働金庫等の合併については、労働金庫法第六十二条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う存続労働金庫等は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければ

ばならない。

3 存続労働金庫等が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合については、商法第四百十三条ノ第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは、「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは「労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第六十二条第一項ノ議決」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替へるものとする。

4 存続労働金庫等が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における労働金庫法第六十二条第五項において準用する同法第五十六条第一項の規定の適用については、同項中「総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

5 存続労働金庫等の総会員の六分の一以上の会員(個人会員を除く。)が第三項において準用する商法第四百十三条ノ第三項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該存続労働金庫等に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

(合併転換法の合併における総会手続の特例)

第四十一条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号。以下「合併転換法」という。)第三条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる異種の金融機関の合併(第二号の合併にあつては、信用金庫が合併後存続する場合に限る。)において、合併により消滅する金融機関等の総株主、総会員(労働金庫にあつては、個人会員を除く。以下この項及び第五項において同じ。)又は総組合員の数が合併後存続する金融機関等(以下この条において「存続金融機関等」という。)における総会員又は総組合員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する金融機関等の最終の貸借対照表により現存する総

資産額が存続金融機関等の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続金融機関等の合併については、合併転換法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の承認を要しない。

2 前項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う存続金融機関等は、合併契約書にその旨を記載しなければならない。

3 存続金融機関等が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合については、商法第四百十三条ノ第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七条第一項」と、「株主」とあるのは「会員若ハ組合員」と読み替へるものとする。

4 存続金融機関等が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合における合併転換法の規定の適用については、合併転換法第八条の第二項中「合併総会の会日の二週間前」とあるのは「第十一条第一項又は金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)第四十一条第三項において準用する商法第四百十三条ノ第三項の規定による公告、催告又は通知の日のうち最初の日」と、合併転換法第十一条第一項中「合併決議の日」とあるのは「合併契約書を作成した日」と、合併転換法第十四条第一項中「合併総会に先立つて」とあるのは「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十一条第三項において準用する商法第四百十三条ノ第三項の規定による公告又は通知の日から二週間以内」と、「合併決議の日」とあるのは「当該期間の満了の日」とする。

5 存続金融機関等の総会員又は総組合員の六分の一以上の会員(労働金庫にあつては、個人会員を除く。)又は組合員が第三項において準用する商法第四百十三条ノ第三項の規定による

公告又は通知の日から二週間以内に存続金融機関等に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

第四十二条 前条の規定の適用がある場合における会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百三十三条第一項第六号の規定の適用については、同号中「その会社が株主総会の承認を得ないで」とあるのは「その協同組織金融機関が総会又は総代会の承認を経ないで」と、「商法第四百三十三条ノ第三項(簡易な合併手続)」とあるのは「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)第四十一条第五項」とする。

(農林中央金庫の合併における総会手続の特例) 第四十三条 合併により消滅する信用農水産業協同組合連合会の総会(農業協同組合法第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員、水産業協同組合法第八十九条第一項に規定する准会員及び同法第九十八条の二第一項に規定する准会員を除く。)の数が農林中央金庫の総会員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する信用農水産業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額が農林中央金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における農林中央金庫の合併については、再編強化法第九十一条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の承認を要しない。

2 前項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う農林中央金庫は、合併契約書にその旨を記載しなければならない。

3 農林中央金庫が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合については、商法第四百三十三条ノ第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項」とあるのは「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強

化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第九十一条第一項」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

4 農林中央金庫が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合における再編強化法の規定の適用については、再編強化法第十二条第一項中「合併決議の日」とあるのは「合併契約書を作成した日」と、再編強化法第十三条第一項中「合併総会に先立って」とあるのは「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)第四十三条第三項において準用する商法第四百三十三条ノ第三項の規定による公告又は通知の日から二週間以内」と、「合併決議の日」とあるのは「当該期間の満了の日」とする。

5 農林中央金庫の総会員の六分の一以上の会員が第三項において準用する商法第四百三十三条ノ第三項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に農林中央金庫に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

(農業協同組合連合会の合併における総会手続の特例) 第四十四条 合併により消滅する農業協同組合連合会の総会(農業協同組合法第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員(第五項において「准会員」という。)を除く。以下この項及び第五項において同じ。)の数が合併後存続する農業協同組合連合会(以下この条において「存続農業協同組合連合会」という。)の総会員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する農業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続農業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続農業協同組合連合会の合併については、同法第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う存続農業協同組合連合会は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

3 存続農業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合については、商法第四百三十三条ノ第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第六十五条第一項ノ議決」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

4 存続農業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における農業協同組合法第六十五条第四項において準用する同法第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

5 存続農業協同組合連合会の総会員の六分の一以上の会員(准会員を除く。)が第三項において準用する商法第四百三十三条ノ第三項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該存続農業協同組合連合会に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

(漁業協同組合連合会の合併における総会手続の特例) 第四十五条 合併により消滅する漁業協同組合連合会の総会(水産業協同組合法第八十九条第一項に規定する准会員(第五項において「准会員」という。)を除く。以下この項及び第五項において同じ。)の数が合併後存続する漁業協同組合連合会(以下この条において「存続漁業協同組合連合会」という。)の総会員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する漁業協同組合連合会の最終の貸

借対照表により現存する総資産額が存続漁業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続漁業協同組合連合会の合併については、同法第九十二条第五項において準用する同法第六十九条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う存続漁業協同組合連合会は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

3 存続漁業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合については、商法第四百三十三条ノ第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは「水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十二条第五項ニ於て準用スル同法第六十九条第一項ノ議決」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

4 存続漁業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における水産業協同組合法第九十二条第五項において準用する同法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

5 存続漁業協同組合連合会の総会員の六分の一以上の会員(准会員を除く。)が第三項において準用する商法第四百三十三条ノ第三項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該存続漁業協同組合連合会に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

(水産加工業協同組合連合会の合併における総会手続の特例)

第四十六条 合併により消滅する水産加工業協同組合連合会の総会（水産業協同組合法第九十八条の二第一項に規定する准会員（第五項において「准会員」という。）を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の数が合併後存続する水産加工業協同組合連合会（以下この条において「存続水産加工業協同組合連合会」という。）の総会員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する水産加工業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続水産加工業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続水産加工業協同組合連合会の合併については、同法第百条第五項において準用する同法第六十九条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う存続水産加工業協同組合連合会は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

3 存続水産加工業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合については、商法第四百三十三条ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは「水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百条第五項ニ於テ準用スル同法第六十九条第一項ノ議決」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替へるものとする。

4 存続水産加工業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における水産業協同組合法第百条第五項において準用する同法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日」とあるのは「合併契約書を作成した日」とする。

5 存続水産加工業協同組合連合会の総会員の六分の一以上の会員（准会員を除く。）が第三項において準用する商法第四百三十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該存続水産加工業協同組合連合会に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

（信用金庫等の営業又は事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例）

第四十七条 信用金庫等が銀行、他の信用金庫等、信用協同組合等又は労働金庫等の営業又は事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該信用金庫等に現存する純資産額の二十分の一を超えないときは、信用金庫法第五十八条第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2 信用金庫等が前項の規定により総会の議決を経ないで営業又は事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項」とあるのは「信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十八条第二項」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替へるものとする。

3 信用金庫等の総会員の六分の一以上の会員が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該信用金庫等に対し書面をもって営業又は事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による営業又は事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

4 信用金庫等が銀行、他の信用金庫等、信用協同組合等又は労働金庫等の営業又は事業の全部の譲受けを行う場合における当該信用金庫等の当該営業又は事業の全部の譲受けに反対する会員からの持分の譲受けの請求については、信用

金庫法第十六条第二項の規定は、適用しない。（信用協同組合等の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにおける総会手続の特例）

第四十八条 信用協同組合等が銀行の営業の一部又は信用金庫等、他の信用協同組合等若しくは労働金庫等の事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該信用協同組合等に現存する純資産額の二十分の一を超えないときは、中小企業等協同組合法第五十七条の三第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2 信用協同組合等が前項の規定により総会の議決を経ないで営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第五十七条の三第二項」と、「株主」とあるのは「組合員若ハ会員」と読み替へるものとする。

3 信用協同組合等の総組合員等の六分の一以上の組合員又は会員が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該信用協同組合等に対し書面をもって営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けを行うことはできない。

（労働金庫等の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにおける総会手続の特例）

第四十九条 労働金庫等が銀行の営業の一部又は信用金庫等、信用協同組合等若しくは他の労働金庫等の事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該労働金庫等に現存する純資産額の二十分の一を超えないときは、労働金庫法第六十

二条第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2 労働金庫等が前項の規定により総会の議決を経ないで営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項」とあるのは「労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六十二条第二項」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替へるものとする。

3 労働金庫等の総会員（個人会員を除く。）の六分の一以上の会員（個人会員を除く。）が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該労働金庫等に対し書面をもって営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けを行うことはできない。

（農林中央金庫の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例）

第五十条 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から信用事業（再編強化法第二条第三項に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により農林中央金庫に現存する純資産額の二十分の一を超えないときは、再編強化法第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定にかかわらず、これらの項の総会の承認を要しない。

2 農林中央金庫が前項の規定により総会の承認を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「合併決議の日」とあるのは、「経営管理委員会の決議の日」とする。

3 農林中央金庫が第一項の規定により総会の承

認を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項ノ決議」とあるのは「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二十五条第一項又ハ第二十六条第一項ノ承認」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとす。

4 農林中央金庫の総会員の六分の一以上の会員が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に農林中央金庫に対し書面をもって信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

（農業協同組合連合会の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例）

第五十一条 農業協同組合連合会が農業協同組合又は他の農業協同組合連合会から信用事業（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該農業協同組合連合会に現存する純資産額の二十分の一を超えないときは、同法第五十条の二第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2 農業協同組合連合会が前項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における農業協同組合法第五十条の二第六項において準用する同法第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「議決の日」とあるのは、「理事会（経営管理委員会を置く農業協同組合連合会にあつては、経営管理委員会）の議決の日」とする。

3 農業協同組合連合会が第一項の規定により総

会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項」とあるのは「農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十条の二第二項」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとす。

4 農業協同組合連合会の総会（農業協同組合法第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員（以下この項において「准会員」という。）を除く。）の六分の一以上の会員（准会員を除く。）が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該農業協同組合連合会に対し書面をもって信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

（漁業協同組合連合会の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例）

第五十二条 漁業協同組合連合会が漁業協同組合、他の漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会から信用事業（水産加工業協同組合法第十一条の四第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該漁業協同組合連合会に現存する純資産額の二十分の一を超えないときは、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2 漁業協同組合連合会が前項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における水産加工業協同組合法第九

十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第六項において準用する同法第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「議決の日」とあるのは、「理事会（経営管理委員会を置く漁業協同組合連合会にあつては、経営管理委員会）の議決の日」とする。

3 漁業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項」とあるのは「水産加工業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第九十二条第三項ニ於テ準用スル同法第五十四条の二第二項」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとす。

4 漁業協同組合連合会の総会（水産加工業協同組合法第八十九条第一項に規定する准会員（以下この項において「准会員」という。）を除く。）の六分の一以上の会員（准会員を除く。）が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該漁業協同組合連合会に対し書面をもって信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

（水産加工業協同組合連合会の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例）

第五十三条 水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は他の水産加工業協同組合連合会から信用事業（水産加工業協同組合法第十一条の四第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により

当該水産加工業協同組合連合会に現存する純資産額の二十分の一を超えないときは、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2 水産加工業協同組合連合会が前項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における水産加工業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第六項において準用する同法第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「議決の日」とあるのは、「理事会の議決の日」とする。

3 水産加工業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項」とあるのは「水産加工業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第九十二条第三項ニ於テ準用スル同法第五十四条の二第二項」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとす。

4 水産加工業協同組合連合会の総会（水産加工業協同組合法第九十八条の二第一項に規定する准会員（以下この項において「准会員」という。）を除く。）の六分の一以上の会員（准会員を除く。）が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該水産加工業協同組合連合会に対し書面をもって信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

第三節 合併等における債権者の異議の手続の特例
（信用金庫等の合併における債権者の異議の手続の特例）

第五十四條 信用金庫等が他の信用金庫等と合併を行う場合における信用金庫法第五十八條第五項の規定において準用する同法第五十一條第二項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該金庫が当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該金庫による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(信用協同組合等の合併における債権者の異議の手續の特例)
第五十五條 信用協同組合等が他の信用協同組合等と合併を行う場合における中小企業等協同組合法第六十三條第二項において準用する同法第五十六條第二項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該組合が当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(労働金庫等の合併における債権者の異議の手續の特例)
第五十六條 労働金庫等が他の労働金庫等と合併を行う場合における労働金庫法第六十二條第五項において準用する同法第五十六條第二項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(合併転換法の合併における債権者の異議の手續の特例)
第五十七條 合併転換法第三條第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる異種の金融機関の合併が行われる場合における当該合併を行う協同組織金融機関に係る債権者の異議の催告に

ついては、合併転換法第十一條第四項の規定を準用する。

(金融機関等の営業又は事業の全部の譲渡又は譲受けにおける債権者の異議の手續の特例)
第五十八條 第二條第一項第一号から第八号までに掲げる金融機関等が営業又は事業の全部の譲渡又は譲受けを行う場合における銀行法第三十四條第一項(長期信用銀行法第十七條、信用金庫法第八十九條第一項、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六條第一項及び労働金庫法第九十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該銀行が、当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該銀行による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(農林中央金庫の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の手續の特例)
第五十九條 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から再編強化法第二條第三項に規定する信用事業の全部の譲受けを行う場合における再編強化法第二十七條の規定の適用については、同条中「第十二條第一項、第二項、第四項及び第五項」とあるのは、「第十二條」と、「第十二條第一項及び第五項」とあるのは、「第十二條第一項、第三項及び第五項」とする。

(農業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の手續の特例)
第六十條 農業協同組合連合会が農業協同組合又は他の農業協同組合連合会から信用事業(農業協同組合法第十一條第二項に規定する信用事業をいう。)の全部の譲受けを行う場合における同法第五十條の二第六項において準用する同法第四十九條第二項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該出資組合が、当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。

る事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(漁業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の手續の特例)
第六十一條 漁業協同組合連合会が漁業協同組合、他の漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合又は水産加工工業協同組合連合会から信用事業(水産業協同組合法第十一條の四第二項(同法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十九條第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業をいう。)の全部の譲受けを行う場合における同法第五十四條の二第六項(同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十九條第三項において準用する場合を含む。)において準用する同法第五十三條第二項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該出資組合が、当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(水産加工工業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の手續の特例)
第六十二條 水産加工工業協同組合連合会が漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合又は他の水産加工工業協同組合連合会から信用事業(水産業協同組合法第十一條の四第二項(同法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十九條第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業をいう。)の全部の譲受けを行う場合における同法第五十四條の二第六項(同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十九條第三項において準用する場合を含む。)において準用する同法第五十三條第二項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該出資組合が、当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(水産加工工業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の手續の特例)
第六十三條 水産加工工業協同組合連合会が漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合又は他の水産加工工業協同組合連合会から信用事業(水産業協同組合法第十一條の四第二項(同法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十九條第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業をいう。)の全部の譲受けを行う場合における同法第五十四條の二第六項(同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十九條第三項において準用する場合を含む。)において準用する同法第五十三條第二項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該出資組合が、当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。

定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。

第六章 雜則
(預金保険法の適用)
第六十三條 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五條第五号中「事項」とあるのは「事項(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)以下「組織再編成促進特別措置法」という。)の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七條第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関(組織再編成促進特別措置法の規定による業務を行う場合にあつては、組織再編成促進特別措置法第二條第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。)」と、同法第四十四條、第四十五條第二項及び第四十六條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、同法第五十一條第二項中「業務(第四十條の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十條の二第二号に掲げる業務及び組織再編成促進特別措置法第三十條に規定する金融機関等経営基盤強化業務を除く。)」と、同法第三十六條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、「金融機関」とあるのは「金融機関(組織再編成促進特別措置法の規定による業務を行う場合にあつては、組織再編成促進特別措置法第二條第一項に規定する金融機関等。以下この条及び次条において同じ。)」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、同法第三十七條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、同法第五十一條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と

と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び組織再編成促進特別措置法の規定による業務」とする。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の適用関係)

第六十四条 金融機関等が行う合併につき第五章第二節の規定の適用がある場合における金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第七條第六号、第一百條第六号及び第二百二十四條の規定の適用については、同法第七條第六号中「日時」とあるのは「日時(当該信用金庫が総会又は総代会の承認を経ないで合併をするときは、その旨)」と、同法第一百條第六号中「日時」とあるのは「日時(当該協同組織金融機関が総会又は総代会の議決又は承認を経ないで合併をするときは、その旨)」と、同法第二百二十四條中「その会社」とあるのは「その銀行」とあるのは「その会社が株主総会の承認を得ないで」とあるのは「その協同組織金融機関が総会又は総代会の議決又は承認を経ないで」と、商法第四百十三條ノ三第八項(簡易な合併手続)とあるのは「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)第三十八條第五項、第三十九條第五項、第四十條第五項又は第四十一条第五項」とする。

(農林中央金庫等に係る組織再編成の特例)

第六十五条 農林中央金庫が行う組織再編成に関する第二條第二項及び第五條第六号の規定の適用については、第二條第二項第一号中「に限る」とあるのは「及び農林中央金庫が再編成化法第二十四條第二項の規定に基づき特定農水産業協同組合等(信用農水産業協同組合連合会を除く)から再編成化法第一條第三項第一号、第二号及び第四号に規定する信用事業の全部又は一部を譲り受ける場合に限る」と、第五條第六号中「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から」とあるのは「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から」とする。

は「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等がある場合にあつては、当該他の金融機関等から」とする。

2 農業協同組合連合会が行う組織再編成に関する第二條第二項及び第五條第六号の規定の適用については、第二條第二項第一号中「に限る」とあるのは「及び農業協同組合連合会が農業協同組合法第五十條の二第二項の規定に基づき農業協同組合から同法第十條第一項第二号及び第三号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む)並びに同条第六項から第九項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合に限る」と、第五條第六号中「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から」とあるのは「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等がある場合にあつては、当該他の金融機関等から」とする。

3 漁業協同組合連合会が行う組織再編成に関する第二條第二項及び第五條第六号の規定の適用については、第二條第二項第一号中「に限る」とあるのは「漁業協同組合連合会が水産業協同組合法第九十二條第三項において準用する同法第五十四條の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一條第一項第三号及び第四号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む)並びに同条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法第九十二條第三項において準用する同法第五十四條の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三條第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む)並びに同条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合に限る」と、第五條第六号中「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から」とあるのは「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等がある場合にあつては、当該他の金融機関等から」とする。

4 水産加工業協同組合連合会が行う組織再編成に関する第二條第二項及び第五條第六号の規定の適用については、第二條第二項第一号中「に限る」とあるのは「水産加工業協同組合連合会が水産業協同組合法第一百條第三項において準用する同法第五十四條の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一條第一項第三号及び第四号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む)並びに同条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法第一百條第三項において準用する同法第五十四條の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三條第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む)並びに同条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合に限る」と、第五條第六号中「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から」とあるのは「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等がある場合にあつては、当該他の金融機関等から」とする。

(組織再編成を行う農林中央金庫等に係る根抵当権の譲渡に係る特例)

第六十六条 農林中央金庫がその認定経営基盤強化計画に従い特定農水産業協同組合等(信用農水産業協同組合連合会を除く)から再編成化法第二條第三項第一号、第二号及び第四号に規定する信用事業の全部又は一部を譲り受けることにより、元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとするときは、農林中央金庫及び当該特定農水産業協同組合等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該特定農水産業協同組合等に対し一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一 当該特定農水産業協同組合等から農林中央金庫に当該根抵当権が譲渡されること及びその期日
二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根

抵当権が当該債権を担保すべきものとする」と。

2 前項の期間は、二週間を下つてはならない。
3 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る農林中央金庫の合意が、それぞれあつたものとみなす。
4 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

5 前各項の規定は、農業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い農業協同組合から農業協同組合法第十條第一項第二号及び第三号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む)並びに同条第六項から第九項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合、漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い漁業協同組合から水産業協同組合法第十一條第一項第三号及び第四号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む)並びに同条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合又は漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い水産加工業協同組合から同法第九十三條第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む)並びに同条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合に準用する。

6 第十三条の規定は、第三項（前項において準用する場合を含む。）の場合における根拠当権移転登記等の申請について準用する。
（政令への委任）

第六十七條 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（主務大臣）

第六十八條 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる金融機関等 内閣総理大臣

二 第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関等 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三 第二条第一項第九号から第十二号までに掲げる金融機関等（次号の金融機関等を除く。） 農林水産大臣及び内閣総理大臣

四 第二条第一項第十号から第十二号までに掲げる金融機関等（一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とするものに限る。） 内閣総理大臣及び当該金融機関等の監督を行う都道府県知事

（主務省令）

第六十九條 この法律における主務省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める省令とする。

一 第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる金融機関等 内閣府令

二 第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関等 内閣府令・厚生労働省令

三 第二条第一項第九号から第十二号までに掲げる金融機関等 農林水産省令・内閣府令（権限の委任）

第七十條 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第一類第五号

財務金融委員会議録第四号

平成十四年十一月八日

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七章 罰則

第七十一條 第十九条第二項、第二十条第二項（第二十一条第六項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項又は第二十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項（第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十三条第一項（第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

第七十三條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした金融機関等の取締役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第十二条第一項又は第六十六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は催告を不正に行つたとき。

二 第十五条第一項から第八項まで又は第十六条第一項から第八項までの規定に違反して、譲り受けた持分を消却したとき。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

行する。ただし、第四章第二節及び第五章第一節の規定は、平成十五年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 第二章の規定は、平成十五年一月一日以後に行われる組織再編成について適用する。

2 第十八条第二項第一号及び第二号の規定は、平成十五年四月一日以後に行われる組織再編成に係る優先株式等の引受け等について適用する。

3 第五章第一節の規定は、平成十五年四月一日以後に合併により新たに設立され、若しくは合併し、又は営業若しくは事業の全部を譲り受けた金融機関等について適用する。

4 第五章第二節及び第三節の規定は、平成十五年一月一日以後に締結される合併契約又は営業譲渡契約若しくは事業譲渡契約に係る合併又は営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けについて適用する。

（罰則についての経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第四条 会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二十二條 次の二条を加える。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正）

第二十三條 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四十二條 次のように改める。

第四十二條 削除

第六十四條 次のように改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の適用関係）

第六十四條 金融機関等が行う合併につき第五章第二節の規定の適用がある場合における

る金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第九十七条第七号及び第三百四十四条第七号の規定の適用については、同法第九十七条第七号中「日時」とあるのは「日時（当該協同組織金融機関が総会又は総代会の議決又は承認を経ないで合併をするときは、その旨）」と、同法第三百四十四条第七号中「日時」とあるのは「日時（当該信用金庫が総会又は総代会の承認を経ないで合併をするときは、その旨）」とする。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四條 この法律の施行前にされた更生手続開始の申立てに係る株式会社及び協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）の更生事件については、前条の規定による改正後の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の規定にかかわらず、同条の規定による改正前の同法第四十二條及び第六十四條の規定を適用する。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後平成二十年三月三十一日までの間に、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤の更なる強化を図るため、当分の間、金融機関等の組織再編成を促進するための特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営を期する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年十一月二十六日印刷

平成十四年十一月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

P